

第四節 製 造

富山売薬商人は行商先から帰国すれば、原料薬を薬種屋より仕入れ、製薬に従事した。江戸時代中期以後盛んに行われた町人請負新田や酒造業に比較すれば、経営は小規模であるが、全国的行商の配置制の上に成立した確固たる広汎な市場に適應するため、その製薬は、大量の供給を可能ならしめるものでなければならなかった。各売薬商人はその製造道具を備えた作業場において、労働力を雇傭し、次の行商への出発までのあいだに集中的に生産した。

富山売薬業の基本的な製薬の組織や構造を、売薬人の経営活動において把握しようとするならば、内部記録その他の形における第一次史料として、経営者の個人文書や帳簿などから跡づけられねばならない。「寛政七年（一七九二）および文化四年（一八〇七）改の富山松岡和兵衛薬方書」は、彼の『場所仕入帳』の一部をなすこの種の帳簿である（『史料集』七一―一〇〇頁）。

これには反魂丹をはじめ萬金丹・神仙丹・きおふ丸・こたん丸・錦袋圓・龍のふ丸・リ病丸・万能かう・万病五香湯・人參五香湯・大補湯・益氣湯・龍神湯・安神散・志らみ薬・目洗薬・化痰かう・無二かう・千金散・腹調散などその五十一の薬法について、原料薬とその調合分量・生産単位を記帳している。製造は家内工業の域を脱するものではないが、反魂丹のように二分五厘榧、一分八厘榧、廿五粒入、一刻六十目とするものなどさまざまの形が示されている。また原料薬の種類によつて刻み、煉り、「黒炒り、中炒り、小炒り」とするものがあり、また生産単位は一貫目法、百目法のものが多いが、小さいものは一匁一分法もあり、大きいものは「たけや」のように、「厚朴九百目、羌活きょうかつ

九百目、大黃七百八十目、香皮七百八十目……」など十七品をもって「たけや十貫五百目法」と大量の生産単位で製造されるものもあった。

製品は刻み薬、煉薬、丸薬があり、包装も種類や数量によって貝や曲物、紙、布の袋入れ等規格が別々であり、薬は甚だ複雑微妙な調合や包装が要求された。明治時代になって西洋薬がとり入れられるようになる、強い作用の薬品で、原料の種類の少ない、作りやすい薬が多くなった。たとえば江戸時代の代表であった反魂丹の処方二三味の成分は、一つひとつの成分について酢で煮るとか半焼きにするといった加工が必要であって、作りにくい薬であった。それが明治時代には一三味の薬に変えられてしまった。だから江戸時代の反魂丹はどんな薬であったのか、今では確めようがないといわれる（『富山の売薬文化と薬種商』一四頁）。

一、生産形態の推移

製造はその初期の頃と、売薬業が活発化して行商人が全国に多数に出かけるようになった段階とのあいだに、生産形態にはいくつの変遷があったとみられるが、それには二つの大きな特徴的な形態を区別することができる。即ち(1)当初の江戸中期における特許的生産と(2)活躍期の行商人達の製薬過程包摂の形態が、これである。

(1) 第一期は、富山藩の薬種御用達商松井屋源右衛門のみが、藩主の命令の下に一手に売薬製造した創業時代の特許的な生産形態である。富山の二代藩主正甫公の頃に、備前岡山の萬代常閑の調製献上した反魂丹について、城下町の松井屋に調整法が伝授された。松井家の由緒書には「諸人のために世間え売弘め申すべき旨、御免許なし遊ばされ下され、反魂丹の看板差し出し、御当地にて始めて反魂丹売出し申候」ようになり、同藩主から「諸国えも販売致す

べき旨仰せだされ候に付、反魂丹の外に奇應丸等二三品差し加え、源右衛門代のものあい雇候内……八重崎源六先祖源兵衛とあい名乗り中国筋え売弘め候」こととなった。こうして藩では製造は松井屋源右衛門に仰せつけられた。彼の地位については越中史料には「公、松井屋源右衛門に命じ製薬の主担とし」とあり、初期に於て行商した売薬商人は松井屋製造の売薬をたんに販売するに過ぎなかつたものと推察され、彼はその特権の独占を享受した。富山藩に於ては「予め各国大小の割りあてありて……薬商一人より乃至二人三人等差遣はされ遂に是を全国に布」いたのであつたが、その行商人員はなお少数であつた。この製薬業者を中心とする売薬行商の形態は、江州日野や対州田代また大和や備中などの売薬と規を一にしたものである。備中売薬では、犀角湯が著名であり、三上家はその主な製造元であつた事例も、この部類に属する（細谷孫一著『売薬と総社市』三三頁および五七頁）。

(2) 第二期は薬種屋は自らの家で製薬を行うが、とくに、売薬行商人が自己の家屋の一部に仕事場を設置し、ここで製造した売薬を行商するようになった段階であり、売薬業は行商人の活躍がめざましくなり、製薬はむしろその一過程に含まれる形態である。

売薬の製造は、当時の生産様式の一般的傾向として秘事口伝の方法によつて相續されたのであろうが、複雑ではあるが、精緻といえるものではない程度の製薬技術によつていたので、容易に売薬行商人の模倣が行われ、特定の製業者から製薬は分散化することになった。明治六年、売薬人高木より松本軍医頭宛の売薬業の説明書に行商人について、前述の「松井屋源右衛門と申すもの、元禄の頃より反魂丹をもつて他国に売鬻くものなるが、尚追々他家より類業依習して之れに数品の丸散を増加し」て行商する者増加し、漸く同類型の製造が普及し始めた。同様の事は「反魂丹に関する諸事留書」にも、其後「追々まね致し数多旅出仕り候様に相成り」とある。このような製造と販売の逆転関係は、何時頃から始まつたかは明らかではないけれども、行商人が相当増加し、またその商業資本を蓄積して、逆

に生産過程を掌握してゆくようになったものと推察される。以下この形態の経営について考察する。

二、製 薬 場

売薬製造の労務関係については、主要部分は売薬業者の監督の下に使用行商人(売子、連人ともいう)によって行われた。経営者の家族はこれの補助的そして準備的部分を受けもった。

「売子が製薬に加わるのは、この産業の特殊な形態である。雇入れの条件には製薬は、とくに記入されないけれども、強制的に製薬に従事せしめられる慣習があつて、帰国後はこの労務に関係するのであつた。経営が製薬と販売の二局面から形成されるが故に、行商に雇入れられることは、当然に製薬に従事せしめられるのであつた。そのことは前記の明治六年高木文二郎の上書にも、売薬経営に関して「当今に到つては新川県御管下より四千人余(筆者註)このころ越中は新川県とよばれた。また人数は経営者と売子を合わせた数に当る)も他国に往業する者これあり」、この行商人達は旅先に於ける商売「相仕舞いしだい帰国つかまつり、其翌日より翌年の仕入方に取り懸り申候」(『史料集』四〇三頁)といい、その製薬関与を必然的に認めるものである。また富山売薬人の美濃屋宗次郎、代佐助ほか七名より、文政十年十一月に熊本藩宛に壹株につき連人一人宛増人の願書には、

恐れながら願ひあげ奉る覚

「私共の儀、合業商売御免仰せ付けられ置き候に付いては、売子ども都合式拾四人株札渡し下され、連年罷り下り、おかげをもつて渡世取り続け有り難く冥加至極に存じ奉り候。然るところ遠路罷り下り候に付いては、国元

二人脚……六軒

一人脚……四軒

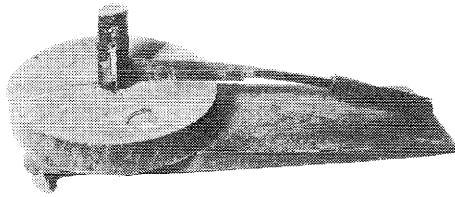
右の表では九人脚以上は各一軒ずつであるが、大体は八人脚乃至二人脚であり、五人脚と四人脚の部類が最も数が多い。この数は営業者も含めた数であるから、実際は手代の数は一或は二を減じたものである。この場合も雇入れ行商人員の平均は三乃至五人と見ることが出来る。富山売薬の営業規模は地域により異なるので、これを以て全般に適用することはできないけれども、一つの標準とみることが出来る。この雇入れ行商人は製薬の為されるあいだは、毎日経営者の製薬場に来て働き、昼は食事をここで受ける。

売薬製造の作業場は、富山地方では仕事場と呼ばれ、単に仕事場という時は、一般に売薬製造場を暗黙のうちにさした（現在の古老の話では、この語は大正末頃まで残存したと云われる）。旅先より帰国すれば、経営者の家庭は非常に賑う。仕入れが始まり、製薬が仕事場に行われ、家族は作業と彼らの食事の準備とのために一度に混雑と活気を呈した。仕事場は通例十坪ないし十五坪ぐらいの面積をもち、床は板張であった。日常生活の場所を離れて家屋内の一部例えば二階、或いは別の一棟があてられる（現在も富山県下の売薬製造を許可せられている個人業者中にはこの構造の家屋が存する）。行商は仲間組規約によって旅先への出発と帰宅が統制されていて、各経営者の自由に任せられていないのであって、製造過程も行商によって期間的に制約され、行商と次の行商の間の一定時の一カ月あるいは数カ月間に完了せねばならなかった。こうして短期間を定期的・集中的に仕事場が使用された。

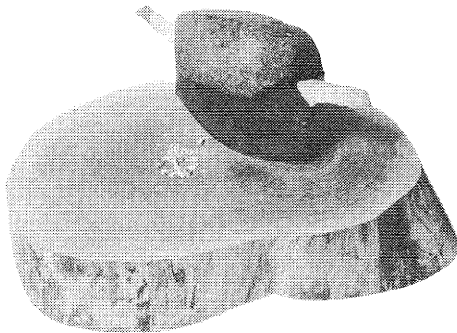
薬種屋より買入れる原料薬は、草根木皮類が最も多い。先ず一定の大きさに刻み、乾燥し或いは焼釜で炒りまた煮るが、この過程は前記の雇人や家族が担当した。更にこれを粉末にして煉りあわせて、種々の薬剤に調合するが、そ

のうち特殊技能に属する丸薬を製造する場合は、一定の同じ直径をもつ小粒の球にするのであって、特殊な熟練を必要とし、丸薬師という専門の職人に依存した。それはこの過程について、各売薬業者に一週間ぐらいつつ雇傭せられて、仕事を順次に廻り歩く渡り職人である。

売薬の製造には、まず方剂原料をどのように加工するかが問題になる。これは秘事口伝ともいわれ、帳主の家伝薬方留帳の伝統によってなされた。和漢薬の生薬を細かくきざんだり、粉末にする作業は、原料薬を売る薬種商で為されるのが普通である。生薬の刻みの作業には、片手盤とか両手盤が使用された。片手盤とは、盤の中央の心棒の穴に長い刃物の先をいれ、それを支えに片手で刃物を上下に動かして切る。長く練りかえして使用するとその箇所だけが



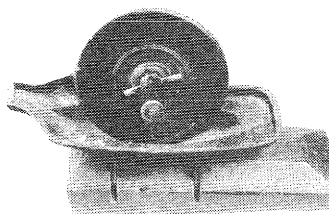
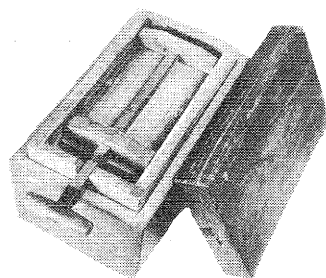
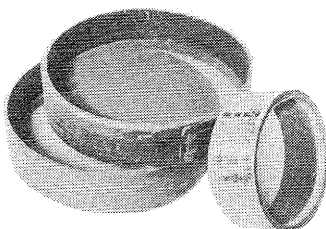
片手で生薬を切る片手盤



両手で生薬を切る両手盤

切り込まれるので、ときどき心棒を中心に盤を回転させる。両手盤で切りにくい長い生薬を、小口から切り刻むのに用いる。両手盤は、丸い木盤の上に刻む生薬をおいて、両手で持つことのできる刃物をもって、前後に動かしながら刻むのであるが、両手の力だけでは足りない場合には、重石を刃物の背にはめこむ。ときには刻みを専業とする刻み屋とよばれる職人もいた。また薬種搗屋かちといって、刻みを営む店もあった。

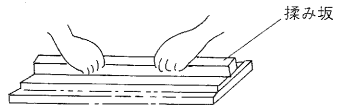
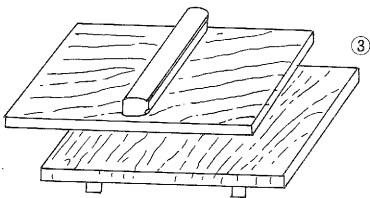
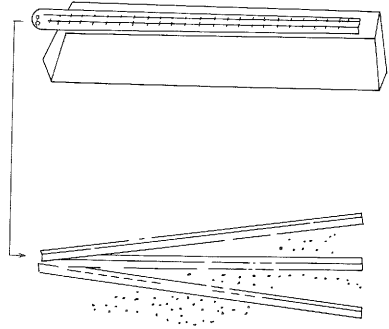
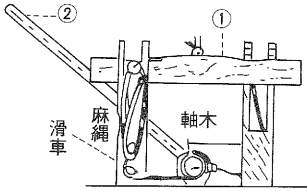
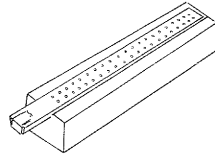
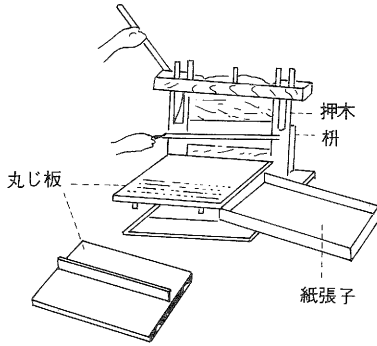
生薬を粉にする道具に、薬研やげんがあった。なお大量の生薬を製粉するには、薬種搗屋に依頼するこ

生薬を粉末にする薬研やげん箱ふるい篩丸型ふるい篩

ともあるが、この薬種搗屋は幕末の嘉永ごろに存立した。なお一角や犀角の製粉には、鮫の皮を張った板の上でおろして、粉にした。

また生薬を細かく刻むとき、とくに煎じ薬を適当な細かさに揃えるために、篩ふるいを使用した。薬研で粉砕したときにも、適当な粉に揃えるためにも使用された。篩には、箱篩と丸型篩とあった。

製薬の道具として注目されるものに、扇型製丸器から手動式製丸機への転回がある。扇型製丸器では、細長い木の台にはめられていた真鍮製の杓しんちゆうの穴に、煉り合わせた丸剤がんざいをつめこんで、竹のへらで平らにして、これから粒子を落として、揉み板を両手にもって、巧みに揉みながら丸薬にする。一回の操作で大は三〇粒、小は八〇粒ぐらいの丸薬がつくられる。手動式製丸機によって、丸薬の大量生産が初めて可能になり、売薬業の発展に大きく寄与した。木製の枠で構成され、練り合わされた丸剤の塊を杓の中押し込んで左搾部にはめこみ、杓の孔から線香の棒のようにして圧出する。これを庖丁で切り取り、三〇粒を五〇列ぐらいに並べて、丸じ板で均等の粒に丸めて、製丸する。熟練



手動式製丸機

① 压榨部、② コジ棒、③ 丸じ板

扇型製丸器

した労働力によって、一回に一五〇〇粒も得られる。動力は使わないが、巧みな手さばきによって、恰も機械で造るように、均等な丸薬が大量に生産される。明治中ごろに、この新しき生産器具が完成した。従来扇型製丸器にくらべて、一搦に五〇倍の生産力の拡大がもたらされ、一種の産業革命に似た発展が可能になった。

製造せられた売薬は、貝や竹皮におさめ、また紙につつま包装者や、旅先の顧客に配置する売薬を預けおく袋や箱の製造者も必要である。これら包装および袋貼りは、多数の手先の器用な労働力を要するので、家族の女子労働に依存したが、なお足りない場合は女子工員を雇入れ、或いは付近に下請けに出したりした。さらに日雇労働者や荷造人を使用して製造の補充とすることもあった。これらの熟練女工、日雇労働者は、一売薬企業において四〜六人位ずつ雇傭された。嘉永頃の連人二人を雇い入れている中規模の経営の前記の水上屋清次郎の仕入帳には、丸薬師二名、紙折二名、袋付二名の賃金が記入されている。仕入の総原価六四兩余のうち、労務費は一兩にすぎない。そのうち丸薬師は二人で一朱と一貫目余りであり、日雇は二歩である。但しこの仕入帳では、丸薬師以外は仕事場での労務か、下請けに出した労務かは明らかでない。これら労働力の総計は、使用行商人のほかに、その家族員たち二或いは三人、熟練女工四〜六人、日雇労働者や荷造人など計十数人に達した。尤も彼らは生産期間の全部に従事するのではなく、各自そのうちの一部において、換言すれば熟練工は後期に於いて、なかでも丸薬師はやや早目に、荷造人は最終行程に掌わり、包装や袋貼りは一般的には後期に加わることが全期間にわたることも屢々であった。

要するに、売薬業の経営者は自己の仕事場で、右の製薬をなすために、製粉器、焼釜、製丸機、榧、篩、絹振等の製薬道具を用意して、買入れた原料を加工製造した。それは手工的であり、分労も必しも進んだものではなかったが、小規模ながら短期間のうちに集中的に生産した。したがって家内工業であるが、そこにはマニユアクシアに近い形態をもつ特殊な性格のものがあつた。特殊労働や熟練労働には甚だ低い賃金が支払われた。けれども連人の労働

には賃金は原則として払われないで、単に昼の食事や時に朝晩の食事が与えられるのみであった。このような特殊な家内工業が成立した理由は、売薬行商に製薬が連続し、付属する行動とみられたためであろう。

その生産的特徴として(一)旅先出発時期は毎年一定していて、この時に行商人は一度に出立すべきこと。(二)販売すべき売薬数量と種類はその製造期間が行商多くの場合年一回、或は二回の間隙において完了し、生産期間が著しく限定されていること。(三)製薬は反魂丹役所の統制下におかれたこと。(四)以上にも増して重要なのは生産過程に於ける経営者の正確十分な監督が品質保持のために必要であったこと等のため、即ち(一)(二)の条件として商業のために一定期間に比較的大量生産が必要であり、しかも(三)(四)の条件のために一企業内の分散的生産が不可能であるということによって、この生産方法が最も適した制度として成立したと考えられる。

三、労働力と地域経済

一般に、売薬の製造は、原料薬の調査と、製造された薬の包装という二つの基本的加工過程から成っている。これに応じて、早くから経営者のもとに雇われる調査、包装の二つの基本的加工集団が成立した。これは地域的に集積しないで、単に分散的に分布する場合もあり、また地域的に密接に関連づけられて特定の地域に集積する場合もある。富山売薬業の製薬は後者の例である。調査は主として男子、包装は女子労働に依存した。後者は女子のためすぐ近いところから副業として随時に集められたが、前者は行商も含めて広く富山平野の諸地方に求められた。

富山売薬業が活発になったのは、明和及至天明であり、富山の城下町の商人を中心にして営まれた。旅先藩の領国経済の政策を突破したのは、既にふれたように個々の商人ではなく、これら特権的な富山の町の商人の団体である仲

間の強固な力であった。それとともに、ここでは、この産業を形成せしめた富山周辺の地域経済の意義を考へるのである。

旅先藩内における商人の協同行爲については、仲間示談定法書に強く規定され、道中の相互扶助の建て前、価格協定、得意先の先取権の相互尊重、従って売薬の重置の禁止、旅先藩の差留めや解除に対する対抗策などにみられた。富山平野においては神通川流域が富山藩の領域であり、これをはさむ両側すなわち新川地方と砺波、射水、婦負の地方は加賀領に属した。売薬人の分布は、時代により地域的に拡大縮小があり、盛衰の変遷があるが、富山領内では富山の町に集中的に分布していて、嘉永ごろ約二千人を数えたのに対して、平野の他の地区は約二千五百人であった。それは平野内に可なり広範囲に分散的に分布し、しかも高岡、滑川、水橋、東岩瀬の町々を除けばほとんど農村地区であり、ことに新川郡や射水の低湿地に多いのであった。

これら町々において、また射水の大門、放生津とその附近においては、独立の経営者もみられたけれども、富山の町の帳主に雇われていく労働力の供給地であり、ことに農村地区は一層明瞭にこの性格を帯びていた。米作農家の農閑期利用の一般的可能性は、積雪地帯の水田経営の常として当然に窺われた。

安政四年（一八五七）、富山売薬人の熊本町方根取宛の書簡に「水橋、滑川と申す所は……海辺にて至って人質宜しからず、勿論田舎之事にごご候えば、漁等にて渡世仕来たり申し候ども、寒さ強き所柄にて、冬より正月迄は漁も行き兼ねられ、外に渡世之道も手少き処より富山之地に奉公に参り、薬種屋にも加勢いたし、自然と少しは薬調合等見聞き仕り候……」（『史料集』九二八頁）と、町のその実態を示している。

また平野の西半分の砺波、射水の中心地である高岡の町でも、この傾向は同様であった。彼らの雇人は高岡付近の農村から得られたのであり、慶応二年（一八六六）の高岡町会所の売薬仲間規定にも、その「不埒之働きいたすこと

を防ぐために雇入れに『其村方肝煎中之奥書』を取ることを規定している。同じことは、富山の町から一里ないし二里離れている越中加賀領の針原村や野中村のちゅうから富山の売薬人に雇われたその近辺の者の文久三年（一八六三）の「旅出請合証文」（『史料集』一九八九頁）や、同じころの富山領内部の熊野村出身の連人重助三男宗助のことなどにみられ、その例は少くない。

ここで、このような労働力の供給源となったこの越中の地域構造を、藩の政策との関係から眺めてみよう。北陸は水田単作地帯であり、なかでも富山平野では顕著であつて、農業経営の圧倒的部分をしめたのは、藩政期から一貫する水田の単作経営であつた。これは一つには藩の米穀第一主義の結果であり、それが却つて商業的農業、農村工業の進展を阻止した。もちろん商品経済の進展に際して、藩では交易や商品生産についての政策を大いに考慮しなかつたのではなく、ことに安永期に、加賀藩では藩権力の強化と他の領域経済との交易の奨励が称えられた。他国商人の入りを阻止し、従来の津留政策つりうを緩和して輸出をはかるために産物方が設けられ、従来の米穀第一主義を幾分なりとも修正しようとした。そしてまず産物金を桑や絹、木綿、椀、陶器の生産者に貸与したが、財政上から限度があり、天明期には徳政が断行され、御用金の賦課、冥加金の増大、冥加米の強制徴収など強硬に封建貢租の増徴がはかられた。宗藩の組織や、政策を可能な限りうけ入れる富山藩においても、この傾向に変わりはなかつた（坂井誠一稿「富山藩農政の特質」『越中史壇』一九五七年十月号）。

米の商品化は領主側においても、農民の側においてもすでに藩政の初期からあらわれていた。元和頃における禁令に収納前に農民が米を売買したことについて述べていることから窺われるのであるが、顕著に認められるのは、元禄期以後である。『下新川郡史稿』において、また小田吉之丈の『加賀藩農政史考』や、鎌田久明の研究によれば、この地方では、元禄以後次第に金肥が導入され、自給肥料に代つて魚肥が使用されはじめて、米の収量が増加した。この

過程における商品化の荷い手は、この資本構成の高度化にたえうる中農層以上の農民であった。貧農あるいは小作農は肥料代を商業・高利貸資本から前貸しされたが、このことはその収奪によって下向的分解に進むことになる。そして文化・文政期になるとそれは著しい進行を示すようになり、天保初期には新川郡山田村祐三郎組では、『下新川郡史稿』（上八五八頁）もこの事情について「漸次百姓衰へ持高は町家富豪の有に帰し、或は一村大半他村となり一同難儀となる」というほどであった。

魚肥の移入は海岸地区で進んだようである。『滑川町誌』（下巻三七五頁）には、この事情を記して、嘉永・安政の頃、滑川では「隣町水橋及び東岩瀬の航海者と競争の風あり、就中、もつとも全盛をきわめたるは安政年代に属し」、滑川の小泉屋太三郎は「松前通いの船舶拾数艘を所有せりと云い伝う。けだしこの時代はすでに北海の海産が越中米穀と貿易的に取引せられたる故なるべし」とその交易の活発さを示し、従ってまた、魚肥の使用の旺盛さを推察させるのである。加えるにこの地方の自然条件の影響が考えられる。新川地方は三千メートルの峻嶺・立山連峰から流れでて滝のような急流をなす常願寺川、早月川、片貝川、黒部川などによって形成された扇状地に展開し、水田の土地利用が卓越するが、水害が多く、「水勢猛烈、寒冷甚しく」、「数十年無難の村落十中三四歩に過ぎず」とまでいわれ、「土地薄くして三州の内にては下地也」（『下新川郡史稿』上八二頁）とされた。

こうしたなかで農村は貢租の重圧に耐えていかねばならなかった。はやくより新川地方に「入替百姓、走り百姓多く之あるに紛れ之なく候」といわれた（『同書』上八二頁）のは、このことを窺わしめるものである。農業だけでは暮していけなかった。他の生活源が必要であった。

もともと富山藩は、加賀藩にくらべて石高は十分の一であり、しかも必ずしも地味豊かとはいえない地域を支配していたので、藩の収入をますために努めて新田開発——加賀藩でも進められたが——を促進し、また農業労働力の確

保につとめ、特に奉公人および下人の取締りについて厳しく規定し、労働力の不足による農業の減収とならないように配慮した。文化年間には従来十村に負わされていた奉公人取締りを、専任の才許人肝煎に移したりした。

十村は、加賀藩においても、その組織を受けつぐ富山藩においても、藩の農政機関の末端にあり、貢租の徴収を任務とした。中世の名主層の系譜につらなる豪農であつて、農村貴族として成長したものである。農民層の分解過程において藩権力の抑制策にもかかわらず石高を集中した。しかし藩権力によって地主作徳米が圧縮されていたので可能な限り手作りを行った。地主手作り経営は、貧農層から分出する雇入れ労働者によるものであるが、それは米作の農村における家計補助的な稼ぎにはかならなかつた。こうして十村は、商業資本家・産業資本家にまで上昇転化をしめさず、また在郷商人にまで顕著に発展しなかつた。だからこそ文化ごろ、加賀に招かれた海保青陵が『海保儀平書』において示しているように、産物まわし、国産奨励の声がでたのは、藩の旧態依然たる御用金の重課、冥加米の増徴や、大坂商人への借金政策に依存する実情に対する批判であつたと解せられる。財政の窮乏は、化政期の産物方の再興、殖産政策の前進、他国商人の排除、領内商人の手になる国産の輸出策となつたが、十分な成果をあげないで、また根強い米穀第一主義の反動勢力に押し流されて了つた。

射水の低湿地帯では、しかしながら湿田のため畑作が行われず、水稻単作が卓越した。貧農のなかには兼業に売薬行商を試み〔植村元覚『行商圏と領域経済』七一頁〕その商業利潤の蓄積により中農層に上昇していくのもあり、明治初期の地主層には売薬兼業者が少くなかつた。右のような構造をもつ水田稲作地帯では米以外の生産が少なかつたが、このことは、明治四年の新川県の「諸産物一ヶ年出来高見込」〔越中史料』卷四四五―四六頁〕にも、新川郡は、白木綿一〇〇萬反、石灰七八萬貫、砂干鱒二萬俵、売薬一一三〇人〔旅稼等〕、煙草一〇萬斤、生糸五〇貫」とあり、主として白木綿と売薬に労働力が吸収されていた。白木綿は魚津・三日市など平野の更に東端部に安永の頃から漸く発展し、寛

政の頃から他国輸出の商品として登場した。

同じ平野でも、逆に西の方の売薬業の出身者の少ない砺波地方では、絹・布・木綿織・苧^{おかせ}・傘紙・菅笠など農村工業は比較的豊富であり、『越中史料』では十八種も掲げている。

水田でも、とくに単作地帯に売薬業が立地するのは、こうして自然条件に結びついた地域の社会経済の歴史的地理的基盤が一つの要因をなしていたことが考え合わせられる。それは農家——とくに二、三男——の家計補助的な製薬と行商を含めて給金が極度に引下げられるという結果をもって派生したのであった。安政四年（一八五七）富山の室屋久次郎より芳尾健吉宛、「旅出奉公人請合証文」はそれを示す好例であった。即ち「三ヶ村七郎兵衛三男茂助と申す者、たしかなる者につき貴殿方へ御旅出奉公仕り候に付、当人へ御渡しかた帳面越前行、取上高式百九拾式^ノ文、持参金三拾五両式歩、急度持参仕るべき趣を以て御きめあい申す処実正に御座候、依つて沓ヶ年給金として三両にあいきめ下され候段、全く有りがたきしあわせに存じ奉り候」という状態であった（『史料集』一七三頁）。

四、製薬と領主的商品経済

前にのべたように、米穀第一主義政策を基本とする藩の産業政策は、富山平野の水稲単作という歴史的地理的基盤にもとづいて形成されたものであった。平野の大部分をしめる加賀領と、そのうち神通川流域をしめる富山領との両藩は、この点について政策的に共通の地盤をもっていた。ところで、中期以後商品経済が進展してくると、領主的商品経済の側からする政策として、国産の伸長は藩の重要課題とならざるをえなかった。国産とは単に国の特殊産物であるだけではなく、領域経済の立場において考察され、正貨の流出するのを防ぐためのものであり、積極的には領外

輸出によって領域経済の存在と繁栄のために役立つべきであった。平野のうちでも、富山領内にその企業を中心がある富山売薬業は、その経営が零細であるけれども、行商圏は他国の領域経済であり、その原料は輸入して製造し、製品は領域外に販売するという一種の加工貿易の意義をはたすものであった。原料の乏しいこの地方では、国産としてもっとも適した存在であつて、藩によって重視された。

国産に課せられた本来的機能として領外輸出が着実に営まれるためには、当然のことであるが、売薬は行商圏内では輸入品とはいえ、価格が低廉でしかも利用に便利であることが必要であつた。しかし何よりも優良品を製造することが重要であつた。富山売薬業では配置制をとり、消費者の必要なとき手軽に使用ができしかも現金払いではなく、代金は次の行商の折に支払うという便利さを考慮していた。しかし安価であるためには、労務費が極度に切りつめられた。それは既にのべたように深雪地帯の水稲単作経営における潜在的失業人口を重要な基盤としていた。次に製品の品質の優秀性を保つために原料薬の精選と調合の吟味は、常に心がけ、旅先藩に対しても、たとえば嘉永元年（一八一八）の富山売薬人より熊本藩への上書に「薬品撰び方製法等之儀は、此上猶更手を尽し念を入」れると宣誓する（『史料集』九〇八頁）ことを忘れなかつた。

製薬は行商人が作業場で行うのであるが、藩の売薬業政策は何よりもまずここまでの仕入れ過程の吟味と製品の品質管理に対して、もっとも重点がおかれた。その進展は史料の整う宝暦以後が明らかにできる。すなわち（1）宝暦期には薬種屋のなかから仲買いを選定することにして、富山に持ち来らされる薬種はここを経由するものとし、そしてこの組織に薬種吟味を委任した。（2）次いで天明期には、これを領域内のはかに領域外について整備し、後者についてはその集散地である上方と江戸の荷扱い業者についても、原料薬は薬種屋のほかはその取扱いを禁止することにした（『史料集』七一頁）。（3）そして、文化期に至つて薬種屋の株きめをなした。（4）嘉永期にはいると領主経済は一擧に前進せん

とした。これまでの藩の態度では、経営活動はすべて業者任せながら領域経済の立場から統制してきたのであるが、嘉永三年（一八五〇）には藩直営の薬種会所を設立して商人的商品経済の機構そのもののなかに突入しようとして、原料をすべて買上げるといふ領主経済への掌握を計った。「薬種会所に御建方に付、薬種方吟味町肝煎二上屋治郎殿より諸組へ御触達」が出され、その一節に「大坂之外自他国より売買之薬品も右同所（筆者註―薬種会所をさす）より御買上に相成候条……」とされ、また行商人が旅先から買入れてきた薬種も、同様に運賃を加算して買上げることにした。こうしてすべての原料薬はここを経由し、これを買受けて製造過程にはいることが強制された。

富山藩は、このようにして嘉永期にいたって売薬人の製薬基盤を統制的に把握し、この過程を通じて自らの領主経済の商品化の端緒をひらこうとした。これは商人側にとっては、正に商人資本の発展に重大な影響を与えるものであったから、ここに商品化の対向性をめぐって対応策が練られた。それは結局、半年余りにして薬種会所は所期の機能を発揮しないままに廃止せしめられることにおわった。

「反魂丹に関する諸事留書」にその結論を説明している。それによれば「薬種御会所御指止めにより名前連人共壹両壹歩弍朱に仰せつけられ、過分之御増方に候えども御産物御国恩之事ゆえ一統御請け仕まり……」とあり商人側の上納金の増加という形で解決をみた。この御役金は文政六年（一八三三）から名前一両、連人三步で二十二年間据置きであったのが、弘化二年（一八四五）連人一步増加したばかりであった。これによって領主経済の側では商品経済を間接に補足してこれを財源化することになり、その上納金は薬種会所の廃止後、急速に制度的に変化しながら増加した。後述のべるように、御役金の種別が増加し、「練上げ」や「預り」の形態で重課せられた。

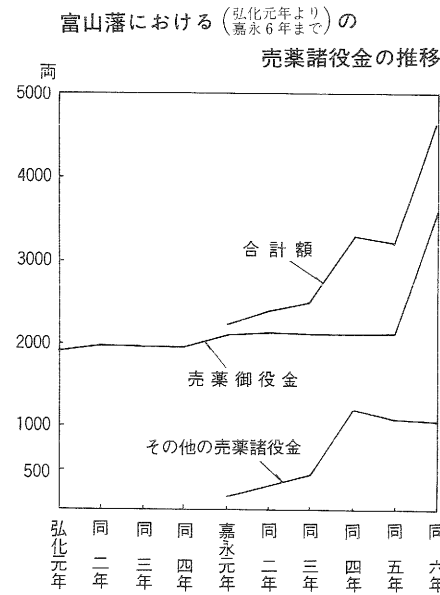
製薬は薬種屋も行商人も行った。薬種屋は原料薬種をそのまま或いは加工をして製品化して、行商人に販売すると共に、その多くは、行商人に大量に卸売りする。行商人たちは、一軒あるいは数軒の薬種屋から原料薬あるいはその

中間加工製品を買入れて、調査し、これを包装して完成財に仕上げた。製薬の営まれる中心部に当る仕事場について既にはやく安永期に、町奉行より町年寄宛達により、「薬種屋並に反魂丹商売人等、居宅において膏薬煉り候義堅くしまじく候、たとい御郡地借り受け煉り候とも、人家を隔て申すべき事……」（『史料集』六四頁）として住宅と作業場の分離を規定した。その趣旨は作業の能率、衛生施設を考えて達せられたともみられるけれども、火災の予防が重要であったとも推測される。同一の規制は下つて天保三年（一八三三）にもなされた。天保七年（一八三六）にはまた特殊な調合過程について場所を指定して「町方反魂丹商売方取り扱い候高月薬は申すに及ばず、油製並びに薬種炒釜煎物等の類、先年定めぬ通り、清水煉場に定めおいて製法致すべき筈の処、近年みだり猥に相成り、右場所へ相向い申さず、家毎において人々製法せしむ候義も相い聞へ、第一火の用心御縮方にもさし障り候条、此の段承知これあり町方一統え申し渡さるべく候……」とあり（『史料集』一九六頁、富山の町の東端の新開地である清水地区において、煉り、炒釜、煎じ物、油薬など製造をなさしめようとするものである。東の風は当地方には少いので、町の火の用心にもなり、また常願寺川扇状地の末端に当り、伏流水に恵まれた地域である。その管理については明らかでない。藩の製薬統制は場所について立地条件を統制することに特色があった。

富山藩では米のほかにとくに取りあげるべき産物が乏しいので、売薬は第一の国産として重視し、これの所管について特別の機関を設けた。はじめ町奉行、のちに儉約奉行があつてはいたが、のちに独立の行政機関として反魂丹役所を設けて売薬業を統轄した。奉行、下役、下付、足輕をおき、その下に上頼、肝煎、調理役、吟味役等の町人役員数十人がおかれた。先にのべた仕入れおよび配給過程の統制、たとえば原料薬の統制や製造場所の指定のほかに、旅先での売薬の仕入れ禁止など商人の旅先における経営活動の規制、資金の援助、違反の摘発、罰則の施行、売薬御役金の収納などその全過程に当るものであつた。富山売薬業に対する藩の態度も、その生産と販売は同一経営内で未分

離であるのでこの設置によって、統一的に積極化したとするのである。

以上にのべた藩の売薬業に対する政策の最大のねらいは、売薬御役金の増徴に終始した。藩では諸藩の通例のものと異なる国産として、売薬について配給過程・製造過程に統制をはかって、このために反魂丹役所を設けて、売薬業政策を推進してきた。領主的商品経済の前進策として薬種会所を設置したが、原料薬の買上げとその販売をはかる配給独占策が失敗したので、後退して、形を変えて商品経済を間接に捕捉して財源化し、御役金の増徴策に転じた。



入り二〇〇〇両になり、年々増徴する傾向(嘉永元年二〇九〇両、同五年二一〇〇両)にあった。ところが嘉永六年にいた
り、春季に繰上納金が命ぜられ、年間として三六〇九両を上納することになった。この御役金のほかに小額ではあるが一通について四十三文宛納めさせた。売券料(弘化頃四〇五両であったが、嘉永二年から三〇〇四〇両に増徴があり、また弘化の末年から御札金(弘化四年八両、嘉永二年三六両、同三年八二両、同四年一四四両となり、五年からは二十両内外に減じた)があった。さらに嘉永元年から場所の売買のとき、買入者から納めさせた「壱厘上納金」が加わった。初年度は一四二両であったが、嘉永三年には二八四両にまで増加した。また嘉永四年からは増御役金が八〇〇余両加わり、嘉永期では増御役金壱厘上納金が新たに加わると共に従来の御札金、

売券料も実質的に増額となった。ことに薬種会所の廃止後は急激に増加し、また御役金の種目が増加した。嘉永三年では合計額が二五一四両であったのが、同六年には四六三九両となり、この間実に八五%の増徴となった。種目としては、「反魂丹方上納出納簿」によれば六年には「当座預り」、「寛裕講向御内用金預り」、「遠明汲講向御内用金一人預り」が課せられ、臨時の徴収、次年度の借上げや「取替金」がしばしば上納させられた。

さらに次の安政期には本役金のほかに「御役金繰上上納」や「再上納」、「不時取替金」など種々の名目において相次いで増徴がつけられた。いま安政三年分についてみれば、「春季分本増役中金千四百七両一步三朱は二卯極月御繰上げ仰付けられ候分。当年秋季役金千四百五両は同年五月繰上上納」のほかに不時取替金として千八十四両二步、それに御役所取替金、開方役所や勘定所才覚金七一〇両余、また御役金再上納二千七百六十二両一步などがあり、次第に業者の負担もゆるがせにできないものに成長してきた。

商人たちの上納金は組に対して課せられるものであったが、このほかに裕福な売薬商人にはたびたび「才覚」を命じられた。安政二年「二月御産物より、秋反魂丹御盆見当にて千両、数見・阿部・芳尾三人才覚仰付けられ候覚」にはこの三人は平等の割合で「四月五日二百両、四月十五日二百両、五月廿日百両、六月廿日百両、七月廿日四百両、惣々千両也」を上納した。その支払いは阿部の場合は七月廿日は百三拾五両一步であったが、これを「二朱札、六十六両二步二朱、此枚数五百三十三枚、一朱札、六十六両二步三朱、此枚数千六十七枚」と藩札で上納した。

売薬人たちはこの支払に苦慮し、あるいは分割払いに、あるいは行商終了後や行商中でも集金が一定額に達したときに支払うとか、また延納や免除の願いをだして、富山藩の貢租の増徴攻勢をさけることに努めた。ことに旅先行商圏内で凶作や風水害、地震や大火災による地域的な得意の広汎な不況や損害をうけた場合、その被害の規模によって個人的にもまた組全体としても、諸上納免除を藩に願ひ出た。中でも大洪水によって得意先が流失したり、地震によ

って地域的に集金が不可能になったりした場合には影響は甚大であつたからである。また旅先藩から、ことに幕末期に薩摩や熊本、仙台などの雄藩において差留めがなされた折には、組として上納金の免除方を藩当局に強く主張した(『史料集』二三五頁)。

このような御役金の藩財政においてしめる意味は、けだし甚だ大きな貢献をなすものであつた。即ち明治三年の「富山藩支配越中国の中才入才出明細仕訳書」によれば「高十五万八千三百四十五石余……此貢米五万六千三百七拾六石余……」であり、恒常的貨幣収入は塩倉運上七千両斗ぼかりと売葉人二千二百両斗ぼかりが主なものであり、その他「藩札調達九万二千九百五十五両」、東京両替会社より借入金二万七千七百両であつた。この財政規模を思えば、売葉諸役金は貨幣収入として藩の何よりの財源であつたといふことができる。

要するに米穀第一主義の政策は、農民層の分解を米作の基盤において押し進め、魚肥の導入はこの傾向を一層促進し拡大した。しかも富農層ともいふべき十村は、土地集積を試みながらも農村貴族に終始し、農村工業や在郷商人に転化しなかつた。こうして行商に雇われる連人、売子は多くはこの農村から供給され、越中の風土的産業として形成された。即ち零細経営の貧農において売葉業に雇われる労働力の供給源として役に立つた。農閑期を利用する製葉への彼らの労働力の徴収は行商に付属するものとせられ、労働に対する評価は低くみられ、行商人の仕入総原価の中において労務費を極度に押えるように作用した。

富山売葉業は、このような藩の保守的経済の性格を重要な地域的基盤として形成された。しかし商品経済の進展のなかにあつて富山藩では天保の頃、陶器、塗物、機業、葉草等の製作や栽培をさかんにするために産物方を設置して、ようやく売葉以外の産業の振興に積極的に進出しよつとした。そして嘉永年間には反魂丹行商人がこの産物方付属となり、総合的に藩の経済の前進がはかられた。従来の製造過程の吟味、不埒のもの的人的取締りの方針のほかに、天

保頃、特殊過程について製薬場所を集中的にするように指定し、嘉永には反魂丹場所売買口銀一厘設置による経営異動の把握や薬種会所の設立など積極的政策が漸く進められた。

しかし結果的には、この過程において諸役金の種類と金額の増加もますます増徴をつづけるといふ方向を強化した。富山藩のこの事情について、佐藤信淵の子昇庵の藩への上書の中に「加能越州第一の産物は人間なり……皆是租税を重く取り立てるのみにして万民を慈育させる要法を講究せざるためなり」と人口の流出現象とその理由を指摘した由縁でもある。旅先藩ではその領域経済の立場からする差留めの危機に遭遇しながらも、常に行商を継続することができたのは、商人側の努力のあったこともさることながら、こうしてその一つの基盤に富山藩の農民的並に領主的商品経済の絡みついた労働過剰の地域社会事情があつたということによって理解することができる。

第五節 販 売

富山売薬業における販売は、旅先藩内の行商によってなされる。幕藩体制における領域経済の藩の中で、得意先を回って直接的に販売を行う、消費者に直接に面接して薬を売るのであるが、旅先藩との関係が極めて重要な影響をもつのである。

したがって、まず販売するに際して条件事項をあげ、次いで、富山藩および旅先藩との関係から、この問題に迫ることにしたい。

一、仲間組の販売規制

㊦ 旅先藩内の販売の独占

旅先藩内において、薬の販売ができるのは、仲間組の者に限られていた。高岡の岡本清右衛門氏所蔵の安政頃の仙台藩における売薬について事情を記述した覚え書にも、「越中売薬之儀産物にて、諸国へ売薬渡世之義は中略何れ之國にても其組之外は立ち入り申さざる掟に候、」(『史料集』一九六九頁とあるように、その販売は旅先領域内において仲間組が独占し、組以外のもは行商することは許されなかった。この仲間の地域的独占が、行商圏の全体に広範囲におよんでいた。

(イ) 重配置の禁止

各行商人は得意先を確保し、経営を安定にする建前から、すでに売薬が配置してある顧客の世帯にさらに重ねて配置販売することは禁じられた。

安政五年の滑川（カ）売薬縮方より発せられた売薬心得の達しにも、

一、挟み懸いたし候節にても、村々より置き来候御郡之者のこれある候旨先方より申し聞き候は、堅く薬預け申しまじく候事、

一、薬重置候儀は、……改めて堅く相ならざる趣申し渡し置き候通り、嚴重相い心得申すべき事、

（『史料集』一九六三頁）

とあり、いずれの仲間示談書にもよく同じ趣旨のことが記述されていた。たとえば寛政十二年の奥中国組仲間示談帳に、「前々より重置之儀は堅く相い成らす候儀、仲間一躰之示談には……」（『史料集』一二四頁）とされた。

(ウ) 価格の協定

定住の店舗商人の仲間示談に通例となっていたように、行商にも同じく値引きの禁止をあげ、配置薬品について価格を協定した。文政元年の薩摩組示談定法書にも、「彼地得意先において薬直段引下げ候義堅く相成り申さず、并押売等決して仕間敷候事」（『史料集』六三三頁）とされた。これはとくに得意先の先取得権に連関させて重要視された。仲間規定した価格を値引することによって、得意を確保ないし拡大すると共に、これによって重配置する危険があるか

らである。たとえば文久三年の上総・下総売薬向寄仲間示談にも、「先年より仲間共薬置来り候御得意様え、跡より参り、薬直段下直にいたし候間私の薬隠密して御遣之下され候由を以、直段格別に引下げ置合いたし候者有之……」(『史料集』一九八五頁)として禁じている。

(五) 新懸の限定

販売価格の維持のために、得意先の新規獲得を制限した。得意を増すため値引きするのを防ぐためであった。

行商による営業を安定させるには、得意先の量と質が一定していることが、実質的な条件である。しかし「売薬之儀は得意先き盛衰も之あり、依て得意先相廃り申さざる様毎年新得意を仕立」て営業状態を一定にし、すくなくとも現状を保持するために新懸は不可避的である。このような新懸は、他の業者に影響の全くない場合は認められる(『史料集』一九九五頁)。

しかし一方で、新懸は営業の拡大発展であり、積極的経営を企てる業者には、わけても望ましいことであるが、それよりも新懸に伴う仲間として受ける恐れのある弊害が強く考慮せられ、たとえば天保七年安芸向寄示談帳に、「新懸の儀は勿論、挟懸等尅軒たりとも致し申しまじく候事」(『史料集』一九八頁)ときめた例などはたびたびみられた。それが特に値引によってなされることが考え合わされて、これについてもあわせて嚴重に禁止され、文久三年の上総・下総向寄仲間示談には、「新懸いたし候刻、薬直段下直ニ仕つり候間御預り下され候と申す者後日ニ相知り候はば、数年相勤み申若江ものたり共仲間より足留の義御願ひ奉り候間、心得違これなき様若者江仲間置くべく候事」(『史料集』一九八五頁)とされた。

富山売薬業は掛売の配置制をとるのであり、新懸・重置の薬を無名の袋に入れて預けたり、そのために勢い定価よ

り安くしたり、現金売をした場合も仲間組で取締った。安政五年の越後組仲間示談定書のなかにも、

直段引下げ、現銀売……その上無名の能紙袋杯え入置候もの間々これあり候……此義惣ち組一統の悉く指障り候義に付、以来互に吟味合、右躰之者は密に名面相記し当番迄差出し、早速御断り可申しあくべき事、

(『史料集』二六八頁)

と規制した。

(㊦) 置合薬の処置

重配置は得意關係を破壊するので禁止されたが、もし二重配置があつた時は、後に配置した者の不利益に於て処分すべきこととされた。後者の服用分の販売代金は、これを受けとつて、引き取り後に旅宿でその商人にあつた時に渡すこととされた。前記の上総・下総向寄示談はつぎのように規定した。

一、御得意様に薬置合之義ハ相互に薬袋見付け次第持参いたし、宿先にて其人え相渡し申すべく候、尤も不足錢過分にこれ有候とも、其義ハ貪着仕らず跡より置かれ候者の損に御座候、且又御得意様ニ預ケ薬の内、其年御遣いなされ候代錢の義ハ取り立て、旅宿にて出合の刻相渡し申すべく候事。

附り……御得意様え跡廻りいたし悪口杯申す事後日相知り候時は、其の趣意を仲間え打ち出し、寄合之砌二相糺し、急度御断申し上げ御役筋の御指図を請い申す候

(『史料集』一九八三頁)

(カ) 店売の卸値協定

売薬商人にははなはだ少い例であるが、店に卸売する場合があった。幕末期にいたって相当に資本を増大した経営にみられるもので、これについても掛けが協定された。寛政十二年奥中国組仲間示談帳にはつぎのように歩引を明確にしている。

店々に薬卸し売の儀は、是迄式割引、三割引迄引来り候処、近年甚畏りに相成り、人之式割引に致し置き候処は三割引、又三割引は四割引と段々ニ引下ケ……是迄成りあり候分ハ格別、以来堅く相慎しみ、三割引迄を定法ニ相立、夫より一向引方の無之様……

〔史料集〕一四頁

店売とその割引政策は史料にあまり見当らないし、またその例はあまりなかったものと推察される。仲間による卸売価格の支配を示したものと解される。

以上のように売薬行商人は、販売の面について重配置や値引きを禁止し、土産物の贈呈による得意の横奪やその危険を排除し、権利の侵害を禁じて販売利益の確保策をはかったのであった。しかもこれらのことは旅先の領域経済を常に念頭においてなされるのであって、ことに売上金が旅先藩で問題にされるのを心配した。安政五年越後組仲間示談定書にも、

一、旅先において莫大之金銀御国元へ持参候の様相咄し候もの数多これある由、此の義は甚だ商売之障に相成り申し候、以来急度相慎み申すべく候、若し持参金高相尋る仁これあり候はば、至て纔の義相咄し申すべく候

〔史料集〕一四八頁

として、旅先では目立たないように戒めあうのであった。

二、旅先の販売地域の選択

(ア) 薩摩藩内の販売地域

富山売薬商人は薩摩藩の諸地域へ行商に出かけたが、その集落の数は文政元年（一八一八）の薩摩組示談定法書によれば、二六人の行商人が一三の集落を訪れていることが知られる。薩摩では、この集落は「外城」と呼ばれ、その「外城」の地名がこの薩摩組で記帳されている。それは、広い薩摩の領域を配置行商するために書き上げられた地名であって、これによって行商地域の町や村を知ることができる。これを見ると、一三の集落の内、鹿児島の下町に行くのは一人だけであって、しかもその中でも上町組、下町組、西田町組の三地域が指定されている。そして、他の行商人達は城下町ではなく、それぞれ藩内の集落を訪問した。

文政元年薩摩組仲間規約の行商場所

歩高拾歩

一 国分、鋪根

〆式ヶ外城

一 清水、曾猶郡、日當山、福山、財部

〆五ヶ外城

能登屋兵右衛門

能登屋喜兵衛

歩高拾歩

- 一 都ノ城、勝岡、山ノ口、高城

〆四ヶ外城

能登屋直治郎

歩高拾歩

- 一 湯尾、馬越、大口、山野、羽月、須木、小林

〆七ヶ外城

能登屋虎松

歩高拾歩

- 一 高崎、高原、野尻、高岡、倉岡、綾、穆佐

〆七ヶ外城

能登屋文蔵

歩高拾歩

- 一 出水、野田、高尾野、長島

〆四ヶ外城

上市屋喜八

歩高拾歩

- 一 阿久根、日置、市来、桜島

〆四ヶ外城

上市屋新助

- 一 入来、蘭牟田、樋脇、山崎、東郷、中郷、水引、高城

〆八ヶ外城

上市屋安兵衛

歩高拾歩

一 始良、高山、内ノ浦

ノ三ヶ外城

歩高拾歩

宮嶋屋専蔵

一 牛根、恒吉、百引、市成、高熊、鹿ノ屋

ノ六ヶ外城 此内高須抜

歩高拾歩

宮嶋屋専助

一 鹿兒島御城下、上町組、下町組、西田町組、名廿四ヶ名

ノ

一 串良、大崎

ノ式ヶ外城

歩高拾歩

宮嶋屋専十郎

宮嶋屋重五郎

一 志布志、松山、末吉

ノ三ヶ外城

歩高拾歩

宮嶋屋専五郎

一 穎娃、山川、喜入

ノ三ヶ外城

歩高拾歩

鳥羽屋五郎助

一 今泉、指宿、伊集院、郡山

四ヶ外城

- 一 宮ノ城、佐司、黒木、鶴田、大村、蒲生

鳥羽屋太治郎

鳥羽屋喜太郎

歩高拾歩

鹿兒島郡

隅州始羅郡あいら

- 一 吉田、重富、帖佐、山田、溝辺

五ヶ外城

吉澤屋八助

歩高拾歩 横川之内

- 一 踊、横川、金山、本城、曾木

吉澤屋茂助

歩高拾歩

- 一 加世田、阿多

松屋甚七

歩高拾歩

- 一 川辺、山田、智覧

松屋榮治郎

歩高拾歩

- 一 (坊泊り) (久志) 鹿籠かご

〆三ヶ外城

一 大根占、小根占、田代、佐多、栗野、吉松

外二鹿ノ屋内高須

〆六ヶ外城

歩高拾歩

一 大始良、花岡、新城、垂水

〆四ヶ外城

歩高拾歩

一 谷山、伊作、田布施、吉利、永吉

〆五ヶ外城

歩高拾歩

一 吉田、馬関田、加具藤、飯野

〆四ヶ外城

一 隅ノ城、平佐、山田、百次、串木野、高江、甌ノ島

〆七ヶ外城

松屋藤兵衛

宮島屋千代藏

宮島屋直治郎

宮仙分

宮島屋染治郎

宮島屋萬太郎

(『資料集成』一四五—一四八頁)

(イ) 大坂近郊の販売地域

富山売薬商人として代表的な阿部弥一郎の選択した行商地域を見ると、大坂の町はごく短い期間だけ訪問している。その大部分は大坂の町に入らないで周辺を行商している。それは、次に示す阿部弥一郎の帳簿である文久三年（一八六三）の「商売仕法」によって知られる。

文久三年阿部弥一郎の場所商売仕法の控

夏廻り日数

平野町	三日廻り		
大坂町	二日廻り	如の定宿控	
尼ヶ崎在	十二日廻り	京、高倉松原下ル所	八尾屋宗五郎殿
淀在	十日	大坂、安堂寺橋西詰浜北入	大和屋久兵衛殿
森在	三日廻り	大坂、順慶町東堀浜	高岡屋彌大右衛門殿
↗		平野、大念仏前	八尾屋半二郎殿
秋廻り口		尼ヶ崎、大駒橋東詰	有馬屋忠兵衛殿 大有忠と申所
大坂在	五日廻り	淀、小橋東詰	河内屋市郎兵衛殿 河市卜尋ル事
平野町	十日廻り	天神森、坂の下	大坂屋安兵衛殿
松原在	十三日廻り	同秋、河内、松原駅	兵庫屋八兵衛殿
堀溝在	八日廻り	堀溝村	疊屋 十助殿

守口在	三日	日	守口宿	世木	屋様
枚方在	十日	廻り	枚方、新町	下鳴屋	佐兵衛殿
尼ヶ崎在	十一日	日	津国西宮、戎前	太平屋	甚藏殿
西宮在	三日	廻り	伊丹、下の入口辺	おまや	忠兵衛殿
伊丹在	七日	廻り	小浜	壱晚泊り懸、玉屋	か菊屋か
岡在、吹田迄	三日	廻り	岡、宮ノ前	豊	鳴屋様
大坂町	二日	廻り	吹田	布	伝様
淀在	十日	廻り	茨木	ふなや	喜八殿
森在	三日	廻り			

〔史料集〕二九六―二九七頁

これによると、夏廻りの日数は三十日であつて、この内大坂の町は二日だけである。また、秋廻りの行商では八十九日の内、大坂の町はやはり二日だけであり、その他はすべて周辺の町や村である。また、この帳簿では定宿が示されると共にその周辺の行商地域が明確にされており、大坂周辺における行商の実態がこれによって明らかになるのである。

(ウ) 販売地域選択の意義

ここで、これらの行商販売地域の選択について、その意義を考えてみよう。まず大坂周辺の年二回の行商先の地名

は鮮かに大きな特色があることが知られる。元来、大坂周辺は、我が国の先進地帯といわれる地域であつて、農村では菜種・綿などの商品作物が栽培されている。その経営の代表的な型は「摂津型」と呼ばれ、最も先進的な農業経営を示すものとして、現金収入の多い、いわゆる農民的商品市場の農村が存在している。

たとえば、平野は平野川の流域にあつて、物資集散地として発展し、特に摂津・河内・大和の綿作地から多くの綿が、繰綿ないし吹綿のまま平野に出荷され、平野では市の町で毎日綿市が立てられていた。平野に集荷される繰綿は、元文元年（一七三〇）大坂の四万八〇〇貫余を超えていた。平野の繰綿は、買問屋から関東・東北に販売され、「平野綿」の銘柄で早くから広く知られていた。平野では綿の作付が多く、繰綿屋の数は天保八年（一八三七）で三〇〇軒を数えている。

前項で述べた富山売薬商人の阿部弥一郎は、この平野をはじめ尼ヶ崎在や枚方在、淀在をそれぞれ十日あるいは十日もかけて長く回っている。このような行商の仕方を見ることによつて、阿部弥一郎の行商がこの現金収入の多い豊かな町や村、特に農民の商品生産の盛んな地域を回っていること、従つて薬の消費、また集金高も多い地域を選択していることが推察される。大坂の町にその行商日数が少ないのは、封建的商業組織としての薬種屋が株仲間として厳然と商業地盤を確立していて、他国商人は近づきにくいと解されるのである。この地域を避けて封建的特権組織のない、新興の金回りのよい農村地帯を重点的に行商していることは、彼の巧みな、そして有利な経営を示していると云える。

次に、富山売薬商人の薩摩藩領内における行商地域を見ると、仲間の組頭である能登屋兵右衛門は、国分と鋪根の二つの外城を選択している（前項の薩摩組示談法書参照）。この地域は、たばこの栽培地域であり、我が国の代表的な農民の商品生産地域で、現金収入の豊かな地域である。「花は霧島、たばこは国分」と歌われるように、国分における諸

産業の随一はたばこの生産である。国分たばこは鹿児島藩のみならず、全国一の品質を誇り、江戸はもちろん大坂、さらには名古屋方面へも売り出された。この地を組頭の能登屋が行商地域として選択していることに注目する必要がある。他の組合員達は、その他の町々を中心に行商している。それらの地域についてその特色を簡単に触れると、次のとおりである。

まず上市屋新助の行商した阿久根は、近世密貿易が行われ、琉球や中国と取引があつた。また、柑橘類も栽培された。上市屋喜八の行商した出水は、海運業者の間屋があり、葉たばこも栽培されていた。次に鳥羽屋太治郎の行商した指宿は、温泉と製塩業の町で、商業港として江戸・大坂に黒砂糖、塩、木蠟を輸出していた。また、宮島屋萬太郎の行商地の串木野は、カツオ節の産地で、大坂では「さつま節」ともいわれた。なお宮島屋直治郎の行商した垂水は、黒糖の生産地で、製蠟も盛んであつた。

このように城下町を避けた地域が選ばれているのは、商業の旅先での厳しい規制を如実に示すものであり、城下町の薬種屋などの封建的商業関係の強固なところを避け、その土地の薬種屋の反感を受けないよう注意を払っていることが知られる。

三、旅先藩からの差留と解除

ア 差 留

江戸時代の各藩は、封建経済によつて、その領地に強大な領地権を持つ幕藩体制において、藩内の経済を支配し、領内の産業の保護あるいは統一を進めた。各藩は、それぞれ独立の経済を営み、領主は、内においては農民を土地に

緊縛し、他方、外部の他の藩経済との交換関係については、領内産業の利益を守った。しかし、江戸中期の元禄頃から全国経済が進み、交通の発達に伴って前の時代に比べて経済が発達し、豊かで華やかないわゆる「元禄時代」を迎えた。商品流通は発達し、藩経済は、全国経済の中で自らの経済を守らなければならないという事から、次第に領内保護の徴候もそのあとにおいては現われるようになった。しかし、藩経済の間に、あるいは地方生産者や商人との間に起こる対立や競争には、領主権力の介入は不可避的であった。この情勢の中で、富山の薬売り商人が旅先の藩経済の中に入り込み、行商を行うならば、相手方の藩経済においては領主権に基づく領域内営業の免許との関係が甚だ複雑な問題を提起することになり、これに対応克服するためにあらゆる努力・工夫を重ねてその経営の継続を計った。

それは旅先では領内産業の保護から、外来の富山売薬商人に対し、その営業の禁止という差留を行うことがしばしばであったからである。それは、藩経済という領域経済の封鎖性と開放性の問題として、また封建経済における貿易の問題として考察することもできる。

旅先における営業の差留は、幕末になるにつれて、その件数は多くなり、幕末期に集中している。『史料集』によつて、旅先藩から差留を受けた藩を表にすると、次のようである。

これによれば、差留は文政ないし弘化年代に多くみられる。また、差留を行った藩は、地域的に見れば西日本に多く分布し、中でも九州が多く、次いで山陽、山陰、東北の順序である。これらの藩を石高で見ると、仙台六二万石、薩摩六十万石、熊本五四万石、安芸五十万石など、所領の大きいものが目立っている。例外をなすものは、相良・竹田の二藩が見られる程度である。これらの点から、仙台を除いて西国の雄藩に、特に薩摩・熊本・安芸などは差留の強度地帯であったと言える。しかも、そこでは天保以前から差留を行った傾向が見られる。次に差留の影響を見ると、それは藩の全領域に及ぶのが一般である。

年代別差留諸領域表

室 明	蘭	秋田				
安	和	薩摩 ² 、熊本 ⁴				
天	永	熊本、薩摩				
寛	明					
享	政					
文	和	熊本				
文	化	安芸、因伯、津山、薩摩				
天	政	津山、松前				
弘	保	佐賀、相良、高松、竹田				
	化	長州、水戸				
喜	永	仙台、薩摩				
安	政	小倉、高松、長岡				
万	延					
文	久	秋月				
元	治					
慶	応					
明	治元年	石見、小倉				

上の差留の地区別表

(数字は回数)

九	州	薩摩 ⁵ 、相良
		熊本 ² 、佐賀、竹田、
		小倉 ² 、秋月
四	国	高松 ²
山	陽	安芸、長州、津山 ²
山	陰	石見、因伯
北	陸	長岡
関	東	水戸
東	北	仙台、秋田
北	海	松前

しかし藩領域の中でも、向寄によって差留の対象になる場合もあった。たとえば芸州では安芸向寄、そして因幡と伯耆の両国では因伯向寄が対象になった。また、薩摩藩では薩・隅両州を除いて日州(諸県郡、一部は薩摩領)だけが解除になった例もある。これらの差留の期間の長さは、藩によって違い、そこには基準はないようである。この差留を受けた場合には、売業者の団体である仲間組から、また時には富山の藩当局において解除のための努力が続けられた。それは、五年ないし六年に及ぶことが多かった。しかし、秋田藩のように三五年の長期にわたるものもあり、薩摩藩では天明七年(二七八七)から一三年間、文政九年(二八二〇)から六年間というように長期に及び、その影響は甚大であった。しかし、芸州では二年間、因伯向寄では一年という短期なものもあった。

この差留は、富山売薬商人だけでなく、多くは「他所売薬一切御差留」が普通であり、富山領内だけでなく、加賀領の売薬商人、たとえば、越中三組は仙台藩で嘉永七年(一八五四)から三年間であった。また、他の地方からの売薬

商人も同じく差留を受けて、小倉藩では嘉永年間に田代売薬たしろの業者が対象になった例もみられる。

差留の時は、商人のその年の献上物、御役銀その他の献上金などは旅先藩、富山藩などでも一切免除となるものであった。また、差留は個人が対象になることもしばしばであり、特に旅先藩の国法を破った場合、個人名をあげて差留められた。津山では、板屋理兵衛の他一名、秋月では室屋鶴松が差留となった。小倉藩では、小杉の開発屋治郎兵衛他一名があげられる。また長州藩では抜売人として、また広島藩では他の藩の免札で藩内に来た場合などが発覚して差留になった。

このような差留の理由をあげると、一つには、前記のように領域内の自国産業の保護からなされ、領内の売薬人から他国売薬の差留の申請が出て、それが認められる。たとえば、熊本藩では弘化三年（一八四〇）城下町の油屋九左衛門他一名から富山売薬人差留の願書が出され、津山では文政六年（一八三三）他国売薬差留として、また対州でも嘉永の頃、城下町薬種屋よりの願出によって差留が行われる例が一般的であった。

さらには、領内の産業保護を計りながら、実際は支配者自らの利益を確保するための場合もあった。たとえば、出雲大社ではその支配地内の薬種屋野波屋に資金を融通して、それが経営が悪化し、返済の見込みもなくなったが、これは富山売薬商人の領内進出による結果であるとして、自らの債権を確保するために、野波屋の事業を助成・保護しようとし、このために富山売薬商人を差留めた。

また、旅先藩では富山売薬商人が領内で営業を認められ、それが永代株として旅先藩から保護を受けるようになること、その利潤は独占化することにもなっており、この独占価格を安価にすることが要請されて、差留を受けたこともある。たとえば、薩摩藩では、嘉永元年（一八四八）に藩の製薬の価格が低くなっているけれども、本年は御差留がないように安心したという史料があり、それが三年後、やがて嘉永三年（一八五〇）の差留になっていったという実状からも、

旅先藩内における独占価格の排除から差留の原因が理解される。

また、差留の理由の中には、領主的商品経済の立場から、藩が自ら製薬方を設置して、その営業確保のために富山売薬商人の差留が輸入防圧、国産奨励の立場として行われた。これは、時代的にも最も後に現われた。それは、藩内では幕末の物価騰貴に対して価格引下げを計り、またその国産を奨励して輸出を増加し、正貨の流出を防ぎ、藩内の物資の需給を調節するという時代的意識をもってなされた。たとえば、文久年間の秋月、安政三年の小倉、同六年の高松、嘉永三年の鹿兒島や嘉永年間の仙台藩の藩営製薬方の成立がこれであった。

以上のように、差留は外部からの輸入によって、自国の貿易赤字となることを防ぎ、自ら製薬をはじめめるためになされた。その例は、小倉藩の差留について、富山売薬商人達が「莫太成る金子持ち帰り、格別之利潤これあるよう御聴きござ候より御製薬御発シかた仰せつけられ(中略)紀州様・水戸様・薩州様・仙台様方ニ利益ニ相なる御積り方をもつて御発方仰せつけられ、其手鏡御座候えども畢竟は御不益に相成り申し候」(『史料集』一〇二〇頁)と述べていることにも示される。

このほか、商人達の間の商圏排除のためになされた場合がある。これは、藩内で等しく免許を受けた商人達の間の商業競争から優位を獲得するために、相手方の差留を藩に申請した場合である。これは、富山領の売薬商人と加賀領の売薬商人との対抗として見られた例もある。

このような差留が行われると、商人の側では重大な損害を受け、営業が不可能になるとともに、これまでの配置先得意の暖簾代を評価した懸帳帳そのものの財産的価値も消滅することになった。ただし、差留による配置薬の引上については、これをしばらくの間だけ延期して認めることも行われたようである。また、対策として潜りもでなお続けたもの、あるいは領域内の住民の株を借りて継続したもの、あるいは養子になって内々継続したものも存続したようである。

差留による御役金収納減内訳（弘化元年）
拾三両三歩・永老笏二分五厘
水戸御領御指留に付御用捨に相成、名前二
十七両、連入三十四人の内歩割
拾両三歩・永拾笏一分六厘
高松御領御指留に付御用捨分
拾二両二歩・永二十三笏七分四厘
長門御領御指留に付御用捨分
五 兩
九州佐賀御領、竹田御領、相良御領指留同
断

臨時徴収の税源も減収するので、国産奨励の上からも放置しておけないものであった。

次に、旅先藩ではその影響はどのように表われたかを見なければならぬ。旅先藩では、富山売薬商人の領内営業による御役銀を徴収するが、これは不可能になる。ただ、旅先ではこれによって価格の下落が期待され、嘉永三年の鹿兒島藩内では富山の売薬商人を差留めたことによって、薬の値段は二割下落の品もあると言われた。藩の製薬方の成立は、外来の商人の独占価格を排除する役目を果たした。領民のために低物価政策を進めることにもなった。

製薬方の運営について、小倉藩の場合、その経営はかなり厳しく、特に仕入値段を低く抑えて原料を集めることは、経済の実質上の問題として長続きしなくなり、経営が困難になって、やがて豊後日田より民間資本として、二〇〇〇両を借上げて経営を続けることになった。しかし、その収支決算を次第に悪化して三年後には三〇〇〇両の赤字に落ち込んだと、商人達が聞き込み、そしてついに文久二年（一八五二）には小倉藩の製薬方はとりやめとなり、その翌年

ある。さらに、差留は富山藩でも第一の国産として奨励してきたのに、差留によって国産が衰退したからである。差留によって仲間組からの御役銀の徴収が少なくなり、弘化元年（一八四四）では収入予定額が一八九六両であったのが、差留による減収は、さけられなかった。ただ、この金額では徴収全体の二・二%減で表われるけれども、藩としてはこれを基準にしてその後の賦課税としての増御益金・当座預り・遠明汲講向御内用金預り、さらには臨時の税収入あるいは次年度の借上、取替金の賦課税的 な税収入もあることになったのであり、このような賦課税の

富山売薬の差留が解除されることとなった。また、薩摩藩の製薬方についても、藩では二年ばかり経営を行ったが、莫大な損失を出し、このために富山売薬商人が許されると、あるいはまた製薬方の雇人の形をとって営業ができる形になった。同じことは、仙台藩でも嘉永七年（一八五四）に医学館製薬方が始められ、城下町の薬種屋がこれ売り出すことになり、富山売薬商人の差留となった。しかし、その経営は予定どおりにいかなくなり、やがて富山売薬商人に従来どおり御免許が仰付られるようになり、藩営の企業経営の困難性からやがて富山売薬の解除となった。

(イ) 解 除

このようにして、藩営の諸企業は藩経済を支えるため、富山商人の差留となったけれども、その経営が予定通りいかないために、再び富山売薬商人達の在来の巧みな行商経営が旅先藩内で認められることになった例も、注意しておかなければならない。

差留解除のための商人達の努力は、種々の工夫をこらし、全力投球によって獲得されたものであった。その成功の一つの理由は、差留される以前から、庶民の間に好評を博してきたという歴史的伝統をその基盤として無視することはできない。勿論、当時は医学や薬理が十分に進んでいるわけではなく、洪水や飢饉、悪疫など、絶え間ない恐怖や不安があり、薬に対する、特に富山の有効な薬に対する欲求は弱いものではなかった。業者から解除の願書もたびたび藩当局に提出されているが、そこでの理由は従来からこの伝統をまず第一にあげること忘れなかった。また、その解除の獲得の方法として、旧来の売薬商人の手代として、昔のように認めてほしいというような生き方をとる場合もあった。たとえば、秋田・松前などでこのような形で認められた。次には、旅先藩の住人に依頼しての解除も忘れてはならない。たとえば、熊本藩では、財津九十郎・同熊三郎は弘化年間、領内の売薬人から富山売薬差留が提出さ

れて、それが実行されそうになったのを、この二人の尽力で防ぐことができ、また差留された時の解除にも藩当局との交渉にこの両名の尽力を受けることになった。薩摩では、木村与兵衛がこの役割を果たした。そして、解除の時には、その手先の形をとるようなこともあった。

同じような例は、仙台で安政の頃は、越中三組九六人が仙台藩に行商したが、肴町阿波屋喜兵衛の取次によって連坊法蓮寺へ依頼し、この寺の添書をもって配置を認められた。小倉では直接交渉も行われたが、安政の頃からは有力な浄教寺浄嚴を通じて依頼された。幕末になるにつれて、藩権力の強化が進んだために、このような藩内の有力者に依頼することも、重要な解除の手段であった。

なおまた、解除の達成のためには常に献金が必要になってきたとみられる。たとえば、安政三年（一八五六）、小倉では田代売薬と同じように藩内の行商について、一五〇〇両の献金が必要であって、その献金を要請された。もつとも、小倉では文久二年、差留が翌年解除となったが、この時富山売薬人達は、藩当局に大砲二丁代六〇〇両、及び熊の皮などを献上し、その他町奉行・町年寄などの役人六六人にそれぞれ献金し、その他三〇〇〇両を解除のために献金した。薩摩藩でも、解除のために売薬株を買取られることになり、これには町年寄木村与兵衛の尽力によって領内の人の名前を借りることにした。また、安政二年（一八五五）、解除の際も金三〇〇両、鉛一〇〇〇斤を上納し、また郷社のため年々一〇〇両を上納した。また熊本藩でも文化十四年（八一七）、解除の条件として、年々、株銀六貫あて差出されることとされた。以上のように解除には多額の冥加金を納め、売薬株の高価な買取価格を払い、また株銀の支払要求があつて、業者達はこれらの負担を克服して営業を獲得することに成功した。

さらには、領主のみではなく、常に藩の領域全体に細心の注意を払い、得意先にお土産を、関係筋には献上品を忘れなかった。

四、旅先藩内販売行商の仲介者——「名誉領事」

(7) 仲介者の活動

富山売薬商人が旅先藩内に入って行商販売を行うことは、一種の外国の商人がその国内に入って商売するのに似ており、それは旅先藩にとつてとくに財政の次第に窮迫してきた時には、貿易上の赤字となることが予想された。旅先藩から正貨を持ち出すという、そのこと自体がまったく外国貿易に類似するものである。この点から、売薬商人達の経営意識において、最大の関心は常にそれぞれの旅先藩内の経済・政治情勢におかれた。このために、彼らは旅先藩内において反発される行為をなさないことはもちろん、地域住民の中に入り込んで信頼されることを最大の眼目としていた。また、藩当局の立場を考慮して、藩から差留を受けないように、さらには差留をされた時にはできるだけ速やかに解除を受けるように努力しなげばならなかった。

このように、売薬行商はその経営が外国貿易の形をとって行われて、全国的な販売市場を確保した。このために、相手方の藩の情勢も調査研究し、その動静をできるだけ速やかにキャッチして事業の継続を進めなければならなかった。そのような情報を正確に獲得し、しかもその情報に対して富山の商人達が情報処理を的確に行うために、仲介機関として名誉領事にあたる機関を旅先藩の中に設けた。

たとえば、熊本藩は財津九十郎及び同熊三郎であり、薩摩藩内では木村友兵衛がその例である。彼らは相手藩の領内の士族であり、旅先藩当局と富山売薬商人との間の折衝にあたった。たとえば、熊本藩ではこの二人は弘化年間二八四四―四八に富山売薬の差留がなされる形勢がわかった時、これを富山の仲間組に速やかに連絡してその結果とし

てその実現を防止させたり、また差留を解除する運動についても藩当局と折衝の任に当たった。その解除の方法・時期またその献金などの具体的な交渉にあたった。そして、文政年間（一八一八〜三〇）の史料では、財津九十郎が売薬行商人の行動について藩から取締を命ぜられた。

旅人持越しの品何ニよらず直商売は難叶究ニ候ところ、富山之薬売共小路ニて屋敷宿借ニて出商等差し免ぜられ候者共江直売いたし候様子相聞、不埒之事ニ候、右体之儀相頭われ候而ハ其元越度ニも相成るべき筋ニて、弥以直売等之取斗堅いたし申さざる様心付らるべく候、以上

五月朔日

町方根取中

財津九十郎 殿

〔史料集〕八七〇頁

このように、富山売薬商人が町内で現金売りを行ったことが判明するならば、財津の責任とされるところとして、町方根取より財津に対し不法な行動おこさないように取締りの責任を負わされた。

薩摩藩でも、木村与兵衛は同様な情報の収集及び連絡また差留の解除について仲介機関となった。また一応木村与兵衛の手先、あるいは藩営の製薬方の雇いとして販売を認められた。なお、嘉永年間（一八四八〜五四）に木村から薩摩組仲間宛の薩摩藩売薬情勢についての情報伝達の史料として、次の書状がある。

（前略）是迄入り来り候京都道正庵・伊勢御炊太夫・英彦山山伏入付来り候合薬類、以来吃与御国禁と仰せ出られ、且又当処合薬屋共より御免之上諸郷江入付来候株之儀、すべて御差留仰せ渡され、向後御取締向迄も仰せ渡され

候時宜ニ候、然処私名前之合薬入付かたの儀は矢張是迄の通り仰せ渡らせられ承知仕り候、誠以難有次第（中略）

五月廿八日

木村与兵衛

御 仲 間 中 様

参人々御中

『史料集』六五四―六五六頁

このように他地方からの売薬や藩内の特定の薬について差留が行われていて、名誉領事である木村の名前の薬がこれまでどおり認められることを連絡している。また、こうした旅先藩との折衝に対して次のような献上品を同時に指示している。

覚

一 極上之熊胆 式腑

但、壹腑ニ付六七匁位より七八匁位之処

右奉行至極上通の品御吟味之上御買入れ下されたく、献上用ニしたく存じ奉り候、若又献上相納め申さざる節は私方江御もらひ申上候間、極々上通之品御取入れ下さるべく候、

一 白越後 三反

一 上通奈良晒 六疋

但、幅広壹疋ニ付百目より百拾匁位之間

一 右同 四疋

第五節 販 売

〃 壹疋ニ付八十目位之処

右二行上通在合御座ありあわせなく候節は御召ニても御買入れ下されたく、御重役様方江差上げ用仕候、

一 米沢織 二疋

右売行役方より注文御座候間、小堅縞の方御買入れ下さるべく候、

右之品々此節之差上物用仕度く存じ奉り候間、宜しき品御吟味之上御取入れ御持参成さるべく候、尤例年之御土産は自然御持参之筈奉存候間、本行丈ハ相重御持参下さるべく候、以上

五月廿八日

木 村

御 仲 間 中 様

〔史料集〕 六五六―六五七頁

それは最高品の熊の胆、また白越後織、高級の奈良晒、米沢織を示していて、薩摩藩内に來る時に持参するよつに、その種類、数量も明示している。

(イ) 融 資

さらにまた、売葉商人に対して融資も行った。「薩摩組仲間宛の弘化四年(二八四七)取替金返済の顛末書」に三〇〇両とその利息三九両が示され、藩に対する支払金額三〇〇両を立替えて、その利息を支払わせている。

覚

弘化四年未正月之(也之)

金五百兩 御取替

但、老兩ニ付七貫五百文替

右之内

未十月改

金百兩 御返済請取

又 五拾兩

本文五百兩相掛ル

未正月より十月迄十ヶ月利金受取申候、

申十一月

金百兩 御返済請取

又 四拾八兩

本金四百兩相掛ル

去未十一月より申十月迄十二ヶ月利金受取申候、

差引

本金三百兩

此利三拾九兩

本文相掛ル

申ノ十一月より西十月迄十三ヶ月利、閏月有之、西十月廿九日受取申候、

右之通御取替金之内百両宛式ヶ年御入付残右之通御座候間御引合可被下候、若相違候儀も御座候者被仰越可被下候、以上

西十月

木村与兵衛

御 仲間 中 様

〔史料集〕六六二―六六四頁

このようにして、木村は売薬商人の旅先藩との仲介人であると共に、またこの間の利息を受け取る利貸資本家でもあった。

なお、このような仲介機関はこの他社寺によって果されたこともある。たとえば、仙台藩では、越中の加賀領からの売薬商人三組九十六人については、蓮坊法運寺の添書によって配置行商が認められ、また小倉藩では安政（一八五四―六〇）の頃、藩内の有力な浄教寺浄厳がこの役目を果して藩当局との折衝にあたっていた。

以上のような名譽領事の設置は、経営の必要上生まれたものであったけれども、このような機関を旅先藩内に設けて、自らの営業を継続させ、また安全に行われるようにして、全国的な販売市場を確保した。商人たちの政治的・外交的手腕は、当時の封建経済社会においては、甚だ注目すべきであり、その外国貿易を巧みに継続する、他に類を見ないすぐれたアイデアを示す、一つの画期的な現象として高く評価することができる。

五、旅先藩に対する利益補償——薩摩との昆布交易

(7) 富山—松前—薩摩—大坂—富山の航海

旅先行商をするということは、封建時代における藩経済の立場からすれば、旅先藩では貿易上赤字になることが結果的に生じて来る。そのため、売薬行商人達は旅先藩の経済のマイナスにならないように細心の注意を払った。各藩では、江戸時代の後半になると、財政的に苦しくなり、国産の奨励を進め、専売制度を設けるなど、各種施策を講じて藩の経済の発展を考え、そのためには外からの輸入を極力抑える保護貿易主義に傾いて行った。その結果、全国を行商する売薬商人達は各地でたびたび営業差留を受けた。この営業差留を何らかの形で解除したり、あるいはまた差留を未然に防ぐために、それぞれの旅先藩の立場を考慮し、藩の貿易上の赤字にならないよう、また藩経済にプラスになるような政策を行わねばならなかった。

薩摩の国はもともと、その位置が日本の最南端にあるので、琉球あるいは中国との密貿易が盛んであり、外からの人及び物の流入については警戒が甚だ厳しかった。富山売薬商人がここに入って売薬行商するためには、この二つの面で特に細心の注意を払い、このために取られた彼らの貿易政策がここでいう昆布交易である。その政策は当時としては奇想天外ともいえるものであり、また想像を絶する困難を克服して行われた驚くべき雄大な範囲の貿易であった。それはすなわち薩摩組という富山売薬商人二十六人の仲間組の経営によって、日本の最北端である北海道松前の昆布を日本の最南端の薩摩に送ることであった。そして、このことによって富山売薬商人がこの厳しい壁を突破することに成功したのである。

このことを示す史料として、嘉永三年（一八五〇）六月、富山の売薬業者密田喜兵衛他八名から鹿児島在住の木村喜

兵衛・同与兵衛にあてた書状に「又八義当年は御地へ罷り越し申さず候ニ付、代りとして松藏船頭ニ相改め指遣し申し候間、是已後又八同様ニ思召され、相変らず御引廻し成し下され度く願ひ上げ奉り候、且榮福丸御地へ着岸之砌、御献納昆布納め方の義宜しく御取扱いの程願ひ上げ奉り候、尚又残りの分万端御指図成し下され、幾重ニも宜しき様御取斗願ひ上げ奉り候」(『史料集』六六九頁)とあつて、領主に献上する昆布を北海道から太平洋側を通つて鹿児島に運ばせていたこと、そして船頭が航海の積荷の売買について一切の権限、責任を持たせていること、また献納以外の昆布については旅先藩の木村喜兵衛・同与兵衛の好意的な指図を期待していること、また昆布の他に鮭塩引・鱒塩引など北海道の産物を土産物として送つたことを記している。さらにこの書状の重要な点は「去年中下筋にて又八より雇船仕り候当国陸道寺浦治郎兵衛と申す船、此頃迄行衛相知り申さざる候処、八丈島より破船仕り候趣き当人より書状を以て申遣し候、則ち右書状六月二日ニ相届き、寔ニ仲間一統迷惑至極仕り居り申し候」(同前)とあることで、これによれば富山から雇入れた船が八丈島で難船したことが知られるのであり、北海道から買入れた昆布その他の商品が難船のために薩摩組の商人一同が迷惑を受け、被害も甚大であつたことを示している。

仲間組の出資によつて、大坂から蝦夷、薩摩に船を運行していたことは、次の「嘉永二年正月二十六日付、薩摩組仲間より鹿児島木村氏宛書状下書」の中の一節の史料から把握される。

- 一 献納昆布指廻し之義ニ付(中略)又八義も大晦日ニ無事ニて帰宅仕り(中略)当年より相改め仲間共ニて引き請け、又八船頭ニ相頼ミ、急度指廻し申すべく候間宜しく御承引成し下さるべく候、且元船は大坂囲ニ仕り候ゆえ、船中之者共明□出立致させ、当所へ着岸次第直さま下筋江出帆致さす申すべく候間、是又左様思召し成し下さるべく候、

一 御拝借残り三百金外ニ御尊公様より御世話成し下され候分弍百金、都合五百金又八より仲間共江引きうけ儲
ニ拝借仕り候、寔ニ厚ク御心配成し下され候段忝仕合ニ存し奉り候、依つて当年より返上金并ニ利金等之始末
仲間共より相納め申すべく候間、此の段左様御承知成し置き下さるべく候、

(以下略)

正月廿六日

仲間連名

(史料集 六一―六五二頁)

なおまた、乗組員や船荷上乗人が富山から出発し、航行して富山に到着後、蝦夷へ向けて出港した。これは、実は江戸時代に大坂の安治川・木津川が船虫を駆除する効があるというので、船を大坂に繋留する慣習があつたためであり、また船大工が大勢いて、船囀場に引き揚げて冬囲いされた。

(イ) 昆布交易の回漕業

このように北海道との交易をなしたが、これに要する資金は、実は薩摩藩主からの借入金によって助成されていた。総額五〇〇両を薩摩組の仲間が借用し、従つて仲間組から元金及び利子を支払うことになつてゐた。そして、この年の冬に二〇〇両を返済し、残り三〇〇両は従来のみまで借りてゐた。この回漕業の内容を嘉永三年(一八五〇)九月二十一日付の鹿兒島にいる能登屋から富山にいる仲間組に飛脚をもつて連絡した書状で見ると、薩摩藩では製薬所を作つて藩内の一二四外城（じよう）の内、半分はこの薩摩藩の製薬所から買い入れ、残りの半分は越中の者共から買い入れるといふ計画であつて、薩摩藩の製薬所の進出に脅威を感じてゐることを連絡して來てゐる。そして、これの対抗策として

薩摩藩内の行商御免を獲得するため、目下藩と交渉中であることを述べている。

また、この書状の後部に「富山の薬売り商人達の雇った栄福丸が九月七日夕刻鹿児島に入港し、直ちに昆布の一万斤を献上した。残りの五万斤は例年の通り藩の方で買い上げてもらう予定であり、その値段については昨年どおりの値段になる見込みであること、そして遠からずここを出て大坂へ行く予定であるから安心を願いたい」(『史料集』六九一頁と記している。この書状の中に記録されている昆布の五万斤は、毎年のように薩摩藩当局に納入するものであった。それは、薩摩藩が独占的に買付をするものであり、藩の納入価格は昨年並と感謝していることが知られる。この史料では、鹿児島に万徳丸が六月上旬、栄福丸が九月上旬に到着し、他の一隻は途中で難船したことを物語っている。

ところで、旅先藩の事情を少し考えてみよう。明治二年(一八六九)の薩摩の輸出入について、史料が存在している。それによると、輸出額は一七三万両、輸入額は一〇八万両であり、輸入額の過半は衣料関係品で、これに次ぐのが主穀であつて、農民達はこれを中央地帯から輸入していた。これに対して、輸出品は黒砂糖、さらにはたばこなどの商業的農産物であつた。このような仕方では、薩摩は全国の商品流通に巻き込まれていたが、それは農民の商品経済の発展ではなく、実はこの領主的商品経済の発展であつた。すなわち、農民の生産する黒砂糖は藩の独占買付となつたことによつても示される。輸入される昆布は、明治二年では一万五〇〇〇両で、輸入品目中第十一位を占めていたが、その輸入は藩政時代は右のような仕方ではなされたとするならば、琉球糖の買入の場合と同じく安く買入れてその商品経済の発展に役立てたものに他ならなかつた。

次に売業者の回漕業の資金については、嘉永三年十月の薩摩組仲間より木村あての拝借金願いの手紙に、借入金金の三〇〇両は仲間達から今年返却した旨が記され、さらに先年手代達が松前において船を雇つて買入品を詰め込んだが、正月六日遠州灘で難船して四〇〇両の損失になつたこと、また栄福丸の元手金がなくなり、再び三〇〇両の他、

増し借りをも願いたいと述べている（『史料集』六九五頁）。なお薩摩組において、松前と鹿児島間の回漕の運転資金三〇〇両の薩摩藩主からの借入を本年元利返済することになっていたが、この売薬商人の雇った船頭の意見によって松前で多すぎるほどの買入品を詰め込み、遠州灘で難船してしまった。このような旅先藩の資金的援助のもとでなされた売薬商人達の昆布船の営業は、しかし仲間組として公然と行つたものではなかつた。嘉永二年の富山薩摩組総仲間より鹿児島にいる富山売薬商人井沢屋・能登屋宛の書状の中には、「昆布船一条の義、場所先において如何成る御懇意下され候御方へもなりとも少しも沙汰成されましく候……」（『史料集』六六一頁）とあり、外にもらすことを禁じている。これは昆布はまた薩摩藩にとつては、貿易品であつたことによる。流球や中国等に送られ、利益をあげた。

利益と分配、その他の内部関係は明らかではないが、この売薬業者達の日本の南の端と北の端にわたる回漕業は距離的には甚だ遠大な輸送であつた。それは、一回の航海又は一定期間に基づいて成立する組合営業の当座冒險事業ではなく、経営主体・融資関係から見ても継続的なものであつた。また、売薬業から独立して回漕業に專業化する計画を持つものでもなかつた。旅先行商圏内における行商販売と並行しながらも、この経営の機能の分化は売薬業から離脱して發展をたどらうとするものでもなかつた。富山の薬売り行商人達は、このようにして北海道と鹿児島間の遠隔地通商に乗り出た。また困難に耐えて諸地域を行商したが、それはめいめいの進取の気性に駆られてなされると共に、強固な團結によって旅先藩の営業についての政治的権力の要請に相對応しながら、進められた。これは中世のヨーロッパにおける香料商業にも似て、売薬は運搬が容易であり、遠隔地にも大量に輸送された。単に上層階級の需要をねらつたのとは違つて、各家庭を相手とする庶民的需用品であつた。このように売薬商人達は、北海道との広域取引の事業を通じて薩摩藩の利益、また自分らの本業を考え、ついに北方の最北端から最南端の薩摩に昆布を取扱い、自らの領内行商の継続機能を發揮していたのである。

前記の史料は、たまたま毎年運航された船がその年難船したために、難船の事情を富山藩内の薩摩組の組員に連絡したことによって、この経済的事業の存在が把握される。それはあたかも自動車で無事故で運転するものは報道されないが、交通事故を起こした場合に、それが新聞やテレビに報道されることによって、その交通の事実が一般に知られるのとよく似た例に他ならない。

六、貿易摩擦対策

(ア) 売薬の輸入と旅先藩商品の輸出のリンク・システム

富山売薬商人達が、旅先藩内でその販売を行うには、相手藩との関係においてその所領関係の経済的發展の地域差の問題、特に藩内経済の保護、藩営企業との関連を考慮しながら、自らの経営の継続を考えた。それは藩内の経営を認めさせると同時に、藩内の国産物あるいは経済的發展を求償的に考慮して自ら輸出も行い、これによって旅先藩の領域経済における輸出入の均衡を保ち、正貨として持ち出される売上金ないし商業利潤による貿易上の収支のアンバランスを相殺することによって貨幣の流出を防止することが考えられた。このような売薬商人と旅先藩における貿易関係の在り方の一つとして、売薬と旅先藩商品の輸出のリンク・システムがあげられる。これは領域経済における輸入と特定の輸出品とのリンクによって交易を行うパターンである。

たとえば、出雲大社では、安政二年（一八五五）に家老の佐草図書より富山売薬商人安部弥三兵衛宛の書状でこのことについて触れている。

(前略)当国へ表向薬売捌の儀一昨年以來心配罷りあり、且又貴家御手代清八殿も毎度御越し下され、万々御相談いたし候訳ニ御座候、此度同人帰国致され候よしニ付、未だ貴意を得ず候得共是迄次第荒々貴意を得たく愚書差し出候、委曲清八殿より御聞取下され、宣しく御取扱い下さるべく候、此方においてハ精々相働候積りニ御座候
(中略)

三月十日

佐草図書

文 清 花押

安部弥三兵衛 様

〔史料集〕一一七七〜一二七八頁

そして、反対給付として出雲大社側の希望条件として、大_二己_一貴命外六神を記した御札と大社竜蛇神の札図を書き載せ、富山売薬商人の行商許可と交換に出雲大社御札の売り広め方を申し入れた。出雲大社は、伊勢神宮、熱田神宮に次ぐ古い由緒ある神社であり、鎌倉時代には十二郷七浦の社領を所有しており、室町時代以後は大黒天としての福の神、また縁結びの信仰という民間信仰によってさらに発展していたが、その信仰をさらに拡大させる手段として利用させるものであった。富山売薬商人の出雲大社御札の販売は、「千家様配札清八廿日斗相廻り、越前福井・鯖江・府中・三国等相配し、御初穂等少々持参致し候処、千家様御役人大半御歡遊ばされ」(『史料集』一一八一頁)で大社側から「配札の儀ニ付は大ニ御配意成し下され、御札筆紙に尽しがたく辱仕合ニ御座候」(『同書』一一八四頁)とあることで、配札の行われたことが示され、それは大社側にとつても成功を収めたものようである。

また、輸出義務付けのリンク制について、次のパターンが考えられる。それは売薬の輸入を認めさせると同時に、

国産の輸出を引き受けてその国産の生産利潤を通じての貨幣の領内蓄積を目的とする形である。文政十二年(一八二九)熊本藩産物御役所への願書として、その生産してきた黄連丸は熊本藩の産物であり、藩が輸出していないのは残念と思っていたが、今後黄連丸を輸出し、他国へ売り広めることが許されるならば、甚だ有利であるとして、これの輸出対策として熊本藩の産物方より富山売薬商人の仲介機関である財津九十郎に対して、これを熊本藩外に売り広めるなら、「交易之筋ニも相叶い」として考慮されるようにとの書状が出されている。

これは、全国を行商する富山売薬商人を利用して黄連丸を諸国に売り広めさせ、これによって「旅ニ出候金銀も多く引戻し、猶又旅金銀も御国へ入込ミ申すべく」(『史料集』八七七頁)として、貿易の赤字を解消する手段として、さらには他の藩の正貨を熊本藩内に蓄積すべきことを考慮している。このように生産の利潤を領域内の経営に認めさせる目的から、富山売薬商人が利用の対象となった。

これは富山の売薬商人が熊本藩から獲得して持ち出す商業利潤と熊本藩内の生産利潤とバランスさせようという趣旨から出たものであり、利潤を流通過程だけではなく、さらに進めて国産の発展という生産過程に求めようとする意味もあり、さらには他国から正貨を集めるのに用いることも考えられた。先に述べた出雲大社の商業的側面と売薬行商の領域を媒介とする考えについて相互の利益が考慮されたのに対し、一層具体的・意識的に領域内の産業の発展、しかも輸入に対する輸出の超過をも考えた。これはまた、領外進出による繁栄策としても、その意味が評価されるものである。

(イ) 輸出入金額の均衡

輸出入金額の均衡は、領域経済の交易を輸出と輸入の價格的均衡として考えるパターンである。熊本藩の文化十四

年（一八一七）の史料にこれを見ることが出来る。これは、輸入禁止とされた商品の内、富山売薬だけが解除になったことを示している。

一 御免ニ付町方御根取より仰せ出され候御書付の文面左の通

富山反魂丹其外合薬之品々、去ル酉年他国之産物品分を以御国入指留められ候節、同様指留められ候の処、右之売薬ハ功能宜下方之為ニ相成由相聞、且富山薬売共願出之趣も有之、左之通

一 反魂丹 一 龍腦丸 一 奇応丸 一 虎胆丸 一 山田振薬

一 目洗薬 一 黒丸子 一 俵屋振薬 一 安神散 一 大補湯

一 茶（マ）調散 一 一角丸 一 膏 薬

右の通御国入指免せられ、銘々江印札相渡し問屋付ニ而商売致候様、若御免之外之品持越候ハ、御国入指留められ段達に及び候間、御免外之品持廻候者有之候ハ、蒙吟味相達候様、尤他所江罷越候薬売は今迄之通、其外無札ニて御国内江入廻売薬いたし候者も有之候ハ、荷物押置相違候様、町中不洩様可被達候、以上

九月十七日

町方根取中

惣月行司西古町

光永太兵衛 殿

〔史料集〕 八五四〜八五五頁

富山反魂丹その他の薬は、輸入禁止であつたが、富山薬売りの願いもあり、また効能もよろしいため、反魂丹など

一三の薬品が一般の他国商人の例外として認められ、株人として八人について入国が許された。それは、過去の売掛金を放棄して従来どおり認められたが、従来その他三名についても許され、しかも領域経済の収支を考慮して次のように守らせられた。その内一部を掲げれば、

御 請 書

(前略)御印札の通合薬十三品之外一色茂持越申さず、在中において売弘候分は一先財津九十郎方江持越、御役人衆之御改を請、其後在中間屋江付込候て商売可仕るべき旨仰付けられ其意を得奉り候、若合薬外之品等持越候ニおゐてハ、其品物御取上被仰付、御国入可被指留旨、

(中略)

- 一 右御印札之儀御口屋へニおゐては指出し、其外堅く他見為仕り申さず (中略)
- 一 御国産の品々買求め国元江罷帰り可申すべく候間、旅中用銀之外金銀持帰り申間じき旨、若し違犯仕候ニおゐてハ如何様ニも仰付けらるべき旨奉得其意候、為後日御請書物仕上申処如件、

文化十四年丑九月

富山売薬

松野屋卯兵衛

松井屋久右衛門

播磨屋伝右衛門

高沢屋宗五郎

財津九十郎殿

林田茂八郎殿

美濃屋宗次郎

小田原屋市郎兵衛

薬種屋弥助

松屋権三郎

江口惣左衛門殿

山内多藏殿

〔史料集〕八五五〜八五七頁

この史料では、輸入持込品は、免許された一三品目以外に及ばないこと、売上代金は道中の旅費を除いては、旅先藩である熊本藩の国産を買入れて貿易の収支を相殺し、正貨の持ち帰りをしないことが義務づけられている。もしもこれに違反すれば、如何様な処置を仰せ付けられることも覚悟していることが述べられている。このように、熊本藩内では他国の売薬について、嚴重な取締りがあつたけれども、富山売薬商人の領内販売は輸出入の均衡において許された特異なものであつた。他国商人の藩内営業は、藩権力の硬化する危険を覚悟しなければならないが、そのためこそ、旅先藩を害しないように工夫して、その営業が存続することになった。

なお、小倉藩ではこの均衡関係は一層明瞭に金額をもつて確定されていた。安政三年（一八五〇）富山売薬商人権七代より、小倉町方役所宛の売薬差留解除願には、売薬についての最近の貿易額の総額を報告して正貨の流出額にあたる金額だけを国産品を買入れることによって流出が相殺されるべきものであることを明示している。

乍恐奉願上口上覚

私儀往古より厚く奉蒙、御国免^{恩カ}、殊ニ売薬調理方等被仰付置、御国住人同様ニ相心得、商業仕来申す候処、此度重御趣意柄等就有之、莫^大太成金高持ち帰り候御風聴御座候様承わり、誠ニ以驚人り奉り候、私手許ニ而、御領中売薬代惣取揚持帰金高凡四百兩余ニ御座候間、向後御国産の品何成りとも時の見合を以買求め帰候様可仕候、此上御銀札之儀は御両替所江引替指出申し間じく候（中略）

辰九月

越中富山

薬種屋権七

徳兵衛 印

代 弥三郎 印

右弥三郎・徳兵衛奉願上候通、宜被仰上可被下候、以上

室町壱丁目

油屋

宿 平右衛門 印

御町方

御役所

『史料集』一〇一五―一〇一六頁

この史料によれば、売薬売上金から宿泊などの営業費を差引いた持帰金四〇〇両は、以後国産を買求めて相殺し、したがって藩内から帰国する場合には、集金によって獲得した藩札の両替も必要がないことになるというのである。

これによって、評判となった莫大な持帰金は、売薬行商が許されてもアンバランスは起こらないと、売薬免許の復活を願い出たものである。旅先藩内の貿易赤字の摩擦を避けるための手段として、輸出を自らの責任をもって行うことを申し出たものである。

(ウ) 交易拡大部分の均衡

企業を営む者は、その発展を考えない者はいない。その営業は他国で行う場合は、領内と違って輸入の拡大となる。この拡大策についても考慮していた。商品の輸入の増大について、その増加部分に対応するだけの輸出を増加させて貿易の均衡策が考えられた。天保十三年、熊本藩において、富山売薬人より領内売薬の増加希望の依頼をうけた熊本城下の財津熊三郎から、「富山株人共持下り候売薬御免之十三余の外品増し之儀」について、熊本産物方横目住江喜三右衛門宛に願書を提出し、その許可をうける交換条件として、

右に付いて株人とも内意願出申し候儀は、今度願ひ奉り候売薬品増御免被仰付けられ下され候はゞ、恐れながら御国製の墨一ヶ年に代銭六貫目宛丈ヶ御国恩冥加のため持ち登り売捌き申すべく、尤も捌き方精々相働き、都合に応じ当高増をも奉願ひ奉り売捌き申すべき段、仲間共一統申し談じ決着申し仕り候に付、前文申し上げ候品増御免仰せ付けられ下され候様重ねて慮り願上奉り候、

〔史料集〕八九七頁

の旨を願出で、熊本の国産品である墨の輸出を、売薬商人に対して義務付けられることとなった。なお江戸時代では墨は重要な商品であって、インキや鉛筆やボールペンの出現以前では書類の書き入れには墨しか存在しない状態であった。

もつとも実際はこれはずぎのような内容をもって行われた。翌天保十四年前記の財津と富山売薬人小田原屋久兵衛外七名と取替えた一札には、

去暮各方より薬増願成らせられ度き儀に付いて、御国製之墨七拾文銭六貫目宛毎才請け入み申し度き由願出に候相い成り候の処、願之通被仰せ付けられ候、左候処右御請方之墨半高御損毛にて、三貫目にノ私方江引き請け申すべく候、此方に毎年私方へ入方之口銭二貫三百目宛差引き仕り候得ば、七百目過に相成り申し候、此の分薬増口銭に御仕向下され候段忝く存じ奉り候、尤墨残らず御払い済み後は、口銭都合三貫目宛毎年御仕向可下さるべき極合の事、巨細目左の通、

一、六貫目 毎歳墨請方成さるべき分

内三貫目 春上納分

残三貫目 暮上納分

外に六貫目 御冥加上納分

一、二貫目 口銭

一、三百目 足増口銭

一、七百目 薬品増口銭

ノ三貫目

右の通り毎歳御引受に相成り候墨口銭都合三貫目に立用成され度き段双方納得仕り候、然る上は後年に至り候ても売捌き方の儀に付いて異変等申し問じ候、依つて一札進め置き候処件の如し

財津熊三郎 ㊦

小田原屋久兵衛殿

他七名

〔史料集〕 八九九頁

とあり、富山売薬行商人の免許薬品の増加分に関して、彼らの墨請込は最初から旅先藩の利益の為にされ、藩内行商の反対給付として考慮された。だから富山売薬商人の利益は直接的な目的と考へてはならないことを強調しているが、ここにおいて財津熊三郎から「墨半高損耗」で引請をさせられることは、全く熊本藩の領域経済の利益のために計画されたものであつて、むしろ富山売薬人の領内入付による行商圈の確保のためには、その不利益ないし犠牲においてなされたという形態をとるものであつた。

熊本藩の墨と富山売薬との相互報償的交易関係は、旅先から申し出られたのではなく、富山売薬商人の側から増加分に関して提議したのであつた。もつとも熊本藩においても、「今度御国産墨製方の儀に付て財津熊三郎殿より右基手銭として御拝借願ひ奉られ候に付いては、内輪私共（筆者註―富山売薬人のこと）江頼談の趣御座候」（『史料集』 八八三頁）ことがあつたのであり、富山売薬人の資本と活動力を利用しようとする計画があつたことが注意しなければならぬが、彼らは売薬品増加願の許可の報價として積極的に墨の詰込を要請したのであつた。

七、土 産 品

(7) 献 上 品

富山売薬商人は、店舗をもって商品を並べて顧客に相對するのではなく、常に旅先の諸情勢を考慮しながら行商販売を続けてきた。江戸時代では他藩に行くことは、他国に出ることであり、旅先藩内では外国の商人として取扱いを受けた。こうしてみると富山売薬業は、現在の表現で云えば、多国籍企業であるといえる。

多国籍企業である限り、他藩において経営するためには、その藩に献金、献納の販売戦略によって経営活動の確保安全を計らねばならなかった。それはまず領域内の免許を受けることが重要であった。免許を受けるにはその藩から株人数や品目数を限定せられ、そして免札をもって領内を安全に行商することができたのであった。例えば薩摩組示談定法書には、「御上様えは御冥加のため鉛百五拾斤、熊の皮拾枚」を毎年場所到着の折に献納すること、また別の史料では「極上の熊膽二腑、白越後三反、上通奈良晒十疋、米沢織二疋」など他国の名産を献上することとされていた。同じく小倉藩には「異国船渡来につき御物入に付五拾両献金」という臨時の献金もあった。その他の役筋へも種々の献上物が納められ、また旅先の神社に石の鳥居を寄進したりして、当局者に対して注意深い配慮をした。

旅先藩に入って営業を行うには、何よりも藩当局から好感をもたれる必要がある、このために細心の努力を進めた。その第一歩は献上品に注意することであった。

嘉永五年四月に大坂に京都経由で到着した売薬商人から、富山薩摩組仲間にあてた書簡に、藩当局の役人等への進物の手当をなした旨連絡した。その主なものは、次の通りである。

覚

- 一 煙草入 上中廿四
- 一 羽二重 五疋
- 一 雲丹 五百匁
- 一 朽風紬 壹疋
- 一 越後縮 十四反
- 一 白紬 三疋
- 一 羽織紐 類(2)
- 一 奈良晒 式疋
- 一 扇子

台付五ツ、三本入箱五ツ、二本入箱十、包紙入廿斗

(『史料集』七三九頁)

藩の役人たちに献上するこれらの土産物は、仲間組として買入れ、準備するものであった。羽二重とか紬つむぎなど高級衣料が多く、中には扇子や煙草入などの日用品もあった。

こうして組として買整えられた品物は、藩の役人の職種に従って、献上される品物や金額が規定されていた。この例として、献上品の内訳について、嘉永二年、筑前秋月場所における、藩当方への献上品名が記されている。

献上物

- 一 白焰硝 一ノ六百目 一箱、六〇かへ

一 扇 子 三本入、壱箱

但しヤキ杉くり足ニテ

一 御 薬 一包

但し反三、虎三、奇三、角三、安三、延反三、万十、ノ七品

一 大はし 一把、三四匁位

右小奉書二包、白赤水引

御家老 吉田齋之助様

一 式朱斗 品物

一 扇 子 二本入、一箱

一 御 薬 七品入、一包

反三、虎三、奇三、角三、安三、延反三、万三、ノ七品

(『史料集』二二三〜四頁)

このほか御家老戸波様、太田太左衛門様や御用人様三人、さらに御郡方一六軒、御小使四人、大庄屋五軒、年行司三人なども同様な品を贈物を献上した。

次に熊本藩の役方への献上品は、天保頃では、奉行や勘定頭には、真綿五〇目とか紬かぜ一〇把、町御根取や産物方根取、旅人方には紬一反、また御郡方根取、産物方御役人には紬一〇把、そして医行吟味役、引除御横目には紬七把等が贈られた(『史料集』八八五〜八頁)。

これらの進物については、年々入国して営業を認められるので、その品名や金高はその都度に変更するというので

はなく、一定の基準が定められていた。文政六年頃の肥後熊本藩役名前並に富山売薬人より進物の覚が記録されている。

御奉行

毎年土産物銀拾目位より拾式目計之品物見合之事、但し下り懸計也、年暮の使物なし

御奉行所

櫛^(カ)方御根取

産物方受込役

毎年土産物銀八匁斗品物見合、但し暑寒年賀相勤の事、

御奉行所根取

町方分職

(以下省略)

同御根取

御郡方分職

(以下省略)

産物方根^(カ)極

第五節 販

売

毎年土産物銀拾五匁計より式拾目計の品年々見合の事、

但し暑寒年賀歳暮並出火其外吉凶の相勤る事、

(以下省略)

(『史料集』八六三―七頁)

右のように、旅先領内での営業には、関係当方の役人に、年始のほか、季節ごとあるいは災害の折にふれて、それぞれの土産物を献上することは例年の慣習とされていた。

(イ) 得意先への土産物

毎年訪ねる得意先には、家族の人びとに印象深く喜ばれる物が、土産物として持参された。それは扇子、箒、針、風船等である。風船は得意先の子供たちには特に喜ばれ、遊びの少ない時代には家庭に楽しい雰囲気を与えるものとして尊ばれた。富山の薬屋さんが訪ねてくるのを、子供たちは心まちに待つようになっていた。成長しても、子供時代の数個の紙風船は懐しまれるものであった。商品販売の「おまけ」として、最初の出現であった。

これらの土産物は、行商の際に持参するので、軽量で嵩張らないものであり、しかも安価であつて、相手方に好まれるものでなければならなかつた。それは旅先に向う道中で買い整えることもあり、また富山の町に、土産物を取り扱う店舗も存在した。嘉永四年の石見国に行く水上屋清二郎の「諸仕入之控」には、道中で買求めるものとして、扇子、風呂敷、針などをあげている(『史料集』一六九七頁)。土産物については、慶応二年の高岡売薬方仲間規定にもあるように、分にすぎないように注意して、「得意先き土産物の義、大略在来振りもこれ有る筈、分ニ過ぎ余計ニ致しまじく候。中ニハ殊の外土産物を以てなげ込み……右様奸曲を以て相働候者見当り次第其段御断に及び御僉義の上禁足

仰渡さるべく候事」(『同書』一九九六頁)とされた。

富山の町で、針を扱う店としては、石動屋幸治郎がある。この店では、京都の「東洞院五条通一丁目、御針所、本家青木正七」と取引があり、注文の針を送ったので受取ってほしいとの京都からの送り荷状がある。それは、年次不詳の卯四月十九日付であり、代金は六貫六百七十式文であった(『史料集』六一三頁)。

(ウ) 売薬版画

おまけの版画

さらに土産物として注意されるものに、版画がある。紙風船とともに版画は、おまけの代表的存在であった。得意先の人、とくに家族の婦人たちが、楽しみにしてその来訪を待っているものに、この紙絵のサービスがあった。役者絵、武者絵が版画に刷られ、薬を配置するとき、一緒に配布するのである。今日のようにテレビや写真や雑誌の少ない時代、視覚に訴えるものがない江戸時代や明治時代には、彼ら行商人の来訪とそのほんのしばらくの世間話も魅力あることであったが、歌舞伎の俳優や物語りにでてくる源平の合戦のような絵図も、また興味をもって見られた。

富山の売薬版画は、元来は江戸の浮世絵版画から派生したものとされる。しかし江戸の浮世絵が役者絵とか、美人絵などの軟風俗を主題とした庶民の娯楽的趣向をもつのに対して、売薬版画は、行商という特殊な商行為に関連して、それをより円滑に推進し、安定的な販売継続を図る手段として採用された。江戸の浮世絵とは異なって、実用性を兼ね備えていたところに、その最も大きな特色がある。

浮世絵様式の地方版画は、上方版画、長崎版画をはじめ、名古屋、金沢、徳島、仙台その他の地方でも行われているが、上方絵、長崎絵を除いてはみな江戸の浮世絵の亜流であり、売薬版画のように、地場産業と結びついて発達し

たものはほかにはない。またそれらは多くは江戸から版木を買い入れて刷りだけを地方地方で行っていたが、富山の売薬版画は、これらと違って、版下絵から彫り、刷りなど一貫して富山で行われた。こうして売薬版画は、上方絵や長崎版画とともに、わが国の地方版画の中でも著名なものであった（根塚伊三松著『売薬版画―おまけ絵紙の魅力』一―三頁）。しかし中には江戸から送られてきたものもあった。執筆者である植村元寛の家は、幕末から売薬業を営んできたが、家に残された売薬版画の中に、江戸の「両国大平板」の銘のものがある。それは芳房画「宮本無三四」の題で巖流島における佐々木小次郎との決闘の場が描かれている。海と帆船を背景にして二刀流の宮本武蔵の凜々しい姿は、少年たちには憧れと夢を育てる題目であった。

版画としては芸術性、趣味性よりは、庶民性、実効性に走り、安価に仕上げられて、粗雑であるが、得意先に喜ばれるよう工夫され、健康で土俗的な色感があり、豊かな人間味を感じさせるのである。得意先では、毎回一枚の版画をサーブイスに貰うのであるが、今年はどうな画題のものを、みやげに持ってきてくれるのだろうか、これは一家をあげての期待であった。このおまけの販売効果については、次のような記録がある。

時代は明治に下り、その開拓期の北海道のことである。幼年時代を伊達^{だて}で過した菊地豊吉^{あふた}（虹田郡洞爺村^{とうや}、元中学校長）の思い出話である。

越中の薬屋さんは、お得意でない子供にも、セがまれると絵紙やあの紙風船をやったらしいですね。私たちの子供のころにも、年一回の行商を待ちわびたものです。学校の帰り道にでも出くわすと、薬屋さんの後をゾロゾロとついていったもんです。……遊びといえ、もっぱらかくれんぼや鬼ごっこぐらいでした。そんなときに二、三日で破れてしまふとはいっても、あの紙風船と色刷りの絵紙は、子供にとっては宝物ですよ。飲んだ薬の数に

応じてサービスにくれたので、薬袋がからのときは、たくさんもらえると、喜んだもんですな

(根塚伊三松『同書』一二二頁)

また、作家の宇野信夫は、次のように述懐している。

小学校のころ、私は画家志望で、好んで描いたのは、武者絵であった。もちろん手本を見て画くのである。その手本は、雑誌の口絵や挿絵、富山の薬屋が紙風船といっしょにくれる絵紙で、薄い粗末な紙に毒々しい絵画で印刷されたものであった。私はそれを半紙や画用紙に模写して友達にわけてやったものだ。そんなことで、私は遊び仲間の中で人気があった。……

(『同書』一二三頁)

この版画は、明治末期を過ぎると、木版画から石版画になり、大正時代から昭和初期まで続いた。昭和四十八年八月に東京で凸版印刷株式会社が、「コレカラノぶれみあむ戦略ヲ考ヘル——オマケ展」を開催したが、それは商品のおまけを歴史的にさかのぼって考えるというものであって、その「おまけと社会風俗史年表」によれば、富山売薬の絵紙が、その第一号に当たるとする。その後著名なのは、昭和初期の江崎グリコのおまけであり、少年倶楽部クラブの組み立て付録であった。

富山売薬が全国に販路を獲得したのは、その持参した薬の効能が最も重要であったが、この「おまけ」もこれに劣らず重要な要素であった。「おまけ」として絵紙を配ったのはいつ頃からか明らかでないが、初期の作品に、菊川英山、五渡亭国貞かどてい、香蝶楼国貞かちょうろう、広重など江戸の浮世絵師の署名が見られ江戸の浮世絵の影響を受けている。このことからその登場は文政年間と考えられる。本格的に富山の版元で制作され、富山の絵師が描いた売薬版画のうち、現存する

ものは、守義の落款のあるのが古い。前期作品のほとんどが富山藩お抱え絵師松浦守美の作品である。明麗な色彩と豊富な画題が特色であつて傑作が多い。

売薬版画は絵紙ともいわれ絵師松浦守美は、松浦応真齋守美といい、国美、国義、守義などの名前の他、森義友の号をもつていた。守美は、文政七年（一八一四）富山に生まれ、売薬版画に筆をとりはじめたのは「本章通串証図」刊行の直後、嘉永六年（一八五三）ころであると言われる。守美は、合戦、軍記、といった人物画に優れたものがある。本格的初期売薬版画のほとんどが守美の作品であることは大いに特筆すべきである。

売薬版画は、おまけとしてサービスされるので人気があつただけではなく、それは色刷りであつたことに時代的な大きな魅力があつた。画題は、名所絵や役者芝居絵また武者絵のほかには大小曆や熨斗絵、教訓絵、童話絵、風流絵、信仰絵、相撲絵、美人絵など題材が甚だ豊富であつて、土地柄や家族の趣向を考えて、選んで配布した。また役者芝居絵であつたり、ニュース性のあるものも多かつた。江戸末期から明治中期にかけての激動期の日本は、画題に事欠かなかつた。文化の伝播やニュース解説の一助にも役立つものであつた。この氣くばりと共に、それが色刷りであつたことは、驚くべき卓見であつた。色刷であつて、見た目に実に鮮やかで、「きわめて魅力的な」おまけであつた。江戸時代は言うに及ばず、「明治半ば」ころでも、彩色の通俗絵などは、なかなか手に入れることができなかった。ことに売薬商人の行く山間僻地では、色刷りの絵などは見たこともない人が多いといつた実状であつた。明治三十年ごろの雑誌『少年』や童話本『こがね丸』などの雑誌は、表紙は色刷りというだけで、大変な人気だつた」といわれるほどである（根塚伊三松『同書』二二五頁）。以下は同書によりながら説明を進めたい。

色刷りの中でも、とくに赤色が鮮烈な印象を与えていて、それが魅力の源になつていた。染料の関係もあつたけれども、この赤は色の中でもっとも強烈な印象を与え、いちばん自己主張の強い色である。色刷りの印象を強く訴え

るための手段にもなった。長い灰色の冬を過ごす雪国の人には、強い色彩が、色刷りの表現をこのように方向づけ、根強い生命力を躍動せしめたようである。

得意先で版画を一枚差し出すことは、相手方に好感を与えると共に、それはまた楽しく話題を進めるものであった。新知識の運び手であり、その話は得意先には異質文化への憧れともなり、想像力をかきたてることにもなって、版画を媒介にして、益々親近感をもって、その訪問が待たれることになった。

版画の名場面

版画には、各種の題材が様々に採用された。そのうち(一)信仰に結びついた「立山図」が人気を集めていたといわれる。はるか越中国にそびえる霊山立山は、称名滝、室堂をこえて「ぢごく谷」「さいの川原」を経て、雲の上に「浄土山」「五色原」そしてその東の果てに「御本社」の立山頂上を描いた「立山図」の版画は、見る者をして一度は登拝して地獄、極楽を究めたいと、人々の信心をかきたてさせた。

山嶽信仰として、立山は古くから栄えたが、その山麓と岩峠寺には立山寺が、芦峯寺には仲宮寺があつて、両寺とも多数の坊をもっていた。そして立山権現の奉祀者は、この僧侶たちで、各坊はほとんど日本中の国々に檀家を持ち、登山の時期をはずして、それぞれの国の檀家廻りをした。松浦守美が画いた「越中国立山之図」は、本格的な初期売薬版画である。絵の下の部分の「西」の近くに鳥居があり、岩峠寺、芦峯寺が見られる。ふじ橋を渡り、ざい木坂を登り、美女杉を過ぎて、室堂に至るが、その間、人の目を驚かせるのは、地獄谷であつて、罪科の深い者が死後この地獄に堕ちたという話は『今昔物語』に出ているし、この地獄谷に行けば死んだ父母や妻子に会えるという話もある。室堂は、元禄八年(一八九五)に加賀藩主の造営になるもので、現存する日本最古の山小屋である。

(二)「神通川船橋之図」も知られている。富山の町を流れる神通川にかかっている舟を並べて、これを橋にみたてた図

である。橋げたの代りに舟を使ったもので、富山の名所であった。遠方に立山連峰を描き、神通川の向い岸に富山の城下町の家並みが描かれ、川には舟が荷物を一杯積んで上流に向って帆をはらませていて活気の溢れる風景を現出している。舟橋の上には、武士や女子供たちが歩いている。国義画「越中富山神通川船橋之図、名物あいのすし」と記してある。別に木製のかけ橋に変わったものもあり、明治中期の移り変わった風景を忠実に描いた様子が偲ばれる。

売葉版画の名所絵には、地もとはこのほか、(三)同じく国義画の「越中富山五時谷全国」や竹翁画の「越中桜谷花見の図」がある。前者には「桜谷花見の景」とあり、共に呉羽山くれはの中の桜の名所を画いたものである。桜谷は呉羽山の中腹にある曹洞宗長慶寺のあたりを指したもので、「桜谷の一目千本」といわれる桜の名所であった。前者は江戸末期の刀をさした武士の花見であり、後者は明治に入ってからの高帽をかぶった紳士の和服姿と女子供の花見姿である。この周辺は、江戸時代から明治、大正にかけて、富山の人たちは「山行き」といって、春の花、秋の月を眺めにかけた名所であった。

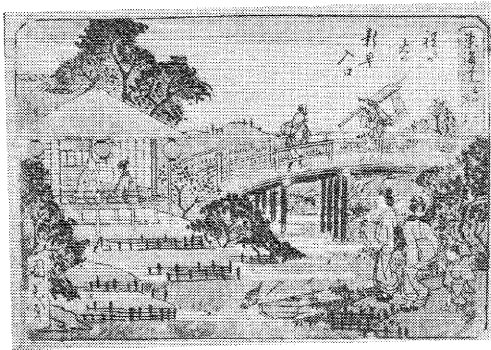
版画に絵師がとり入れた題材は、三都（江戸・大坂・京都）などの華やかな中央の文化から隔絶された地方の人々に対して、文化的情報を供給したものであった。題材の種類は、広重の「東海道五十三次」や松浦守美の江戸や富山の名所絵など当世流行の浮世絵の評判高いものや、人気のある役者芝居絵など広範囲に及んだ。当時の庶民にとって歌舞伎をみるのが大きな楽しみの一つであった。

(四)富山以外の名所絵には、「東海道五十三次」のほかに、「武州横浜名所」、「江戸名所」、「近江八景」それに明治に入ってから「東京名所」などがある。これらは、恐らくは組物として、シリーズになっていたと推察されるが、現在は散逸していて、連りのものは見当らない。例えば、国美画「東海道五十三次之内桑名之図」とか、同「東海道五十三次之内程ヶ谷新町入口」として街道と休み場が描かれている。また国美画「東海道五十三次之内大磯」では曾我

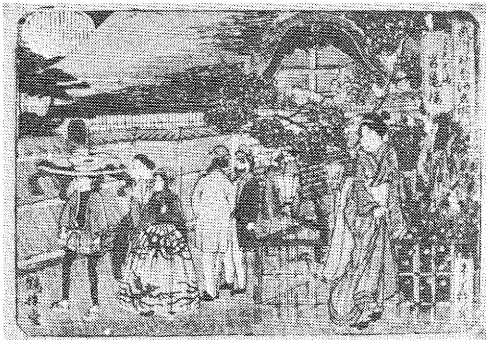
十郎と虎御前の人物画、そして、同「東海道五十三次之内原」では富士山の風景画が描かれている。

また、(五)幕末の社会情勢を示す新風俗絵として、守義画「武州神奈河名所よこはま岩亀楼」がある。万延元年(一八六〇)に幕府は、武蔵の国の横浜村を開いて開港場にした。そして外人居留地を建設し、土地を埋め立て、波止場を築造すると共に横浜に遊郭をつくり、その代表的な遊女屋が「岩亀楼」であった。守美は、開港ブームにわきたつ横

越中富山五時谷全図



東海道五十三次之内
程か谷新町入口



武州よこはま岩亀楼

浜の最新情報を世に知らしめるために、この岩亀楼を描いた。岩亀楼の前には、洋服姿の異人二人を中心にして、芸者風の女をおいて凶面をエキゾチックに描いている。同じ趣旨の版画は、国義画「江戸名所尽つくし高輪」にもみられ、二人の男を中心にして、駕籠屋や海の帆かけ舟を背景にして、活気のある新時代の風景を描いている。

次に、(六) 売薬版画に芝居絵も多い。芝居の名場面や芝居小屋に掲げてある役者の顔見世看板のような絵を描いたものである。それらは、非常な人気があった。役者として、澤村訥升とくしやう、岩井半四郎、市川左団次、中村福助、市川団十郎、板東竹三郎、中村歌右衛門などの、当り役と名場面の錦絵は、文化にあまり接しない地方の人々に大変よろこばれた。

その版画のもつ土俗的な絵柄と親しみ易い健康的な色感が、売薬版画の特色であり、また人気のあった由縁でもある。娯楽の少ない江戸時代や明治大正期には、芝居は強い魅力のもたれる対象であった。芝居で人気のあったのは、「弁慶安宅関の勦進帳」とか「仮名手本忠臣蔵いちぢりぞう一力茶屋」とか「仙台秋政岡の飯炊いまだまの場」、「菅原伝授手習鑑てんじゆ寺子屋の段」などであった。また芝居の役者の名をあげて、名場面を示すものもある。国美画の「お染の岩井籙三郎・久松の坂東彦三郎」とか、応真齋守義画「松王丸の市川団十郎」などの役者芝居絵がこれである。

それが江戸期もいよいよ終末に近くなると、一層華麗な展開をみせる。尾竹国一の「忠臣蔵七段目」では、「大星由良之助・市川団十郎、寺岡平右衛門・市川左団治、おかる中村福助」の三人の著名な役者絵を製作する。それも鮮やかな赤のおかるの着物を前面に出し、その背後に由良之助の紫色、平右衛門の白地に青の斑点の着物をおいて、画面全体を美しく彩り、さらびやかにした。同じく国一の「義経千本櫻」でも、源義経の尾上菊五郎と静御前の中村福助の役者芝居絵は、鮮やかな赤色をもって画面をもりあがらせている。

これらの家庭向き、とくに婦人に好まれる版画のほかに、少年たちからこの上なく歓迎される版画もあった。(七)そ



江戸名所尽高輪



忠臣蔵七段目



お染と久松

れは武者絵と呼ばれる歴史上の名将とその名場面を描いたものである。甲冑かっちゅうに身を固めた凜々しい武将が勇敢に敵軍を相手とする英姿や、また馬上から爛漫と咲く桜の花を眺める文武両道をわきまえた美青年を描いた武者絵は、少年たちにとってこの上ない憧れであった。しかもそれが色刷りであり、これを持ってきてくれる売薬商人は、彼らからも待ち焦がれる存在であった。国画画「源九郎判官義経」や応真齋国画画「俱利伽羅峠大合戦」などはこの例であった。

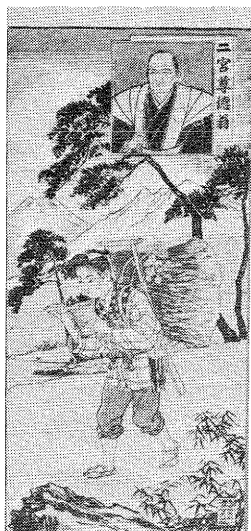
次に、右のような物語の主人公を描いた版画のほかに、庶民の日常生活に直接的に結びつく教訓絵、童話絵、風流絵、信仰絵の類もあつた。

(八) 教訓絵としては、勤儉力行の二宮尊徳を描いて、背に荷物を負いながら道中で本を読む姿を示したり、商人のあべき道を教える守義の画もある。「商人は利を細ふして糸編いとあみに売うといふ字を考へてみよう」と暴利に走らないで永続の心こそ商人の道と論まことしている。

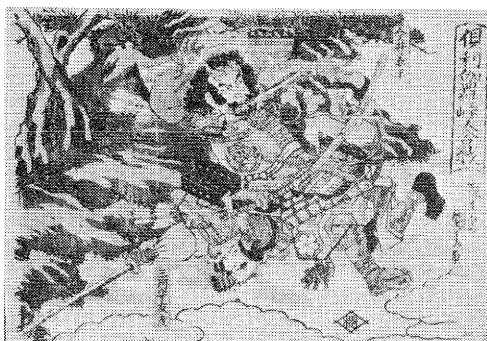
(九) 童話絵としては「きつねのよめ入」の画がおもしろい。守義画新版のものは狐たちが人間のようになんぞ二本足で立つて着物をきていて、顔だけが白い狐である。駕籠に乗った花嫁の道中や結婚式の場面などファンタジの溢れた子供の空想画である。江戸時代から明治大正ころまでの民話に、狐の嫁入り行列がよく出てくる。駕籠の中に美しく可愛い狐の花嫁がいる。高張提灯を並べて多くの狐たちの行列が暗い夜を進んでいく物語を絵にしたものである。

このほか童話絵として、当時の子ども遊びの世界を描いたものに、国画画「山うば・怪重丸・渡辺源五綱」があり、同じく国義画の「子供あそび」がある。これは少年消防隊のはしご乗りであつて、遠方には凧あげの遊びが描かれている。また「子供相撲」や国画画の「おさな遊川狩」もあつて、子供たちの魚釣りの楽しい遊びが描かれている。

これらの童話絵は、幼い子供のいる家に配布されたが、そこでの母親が子供に物語ってくれた物語りは、子供たち



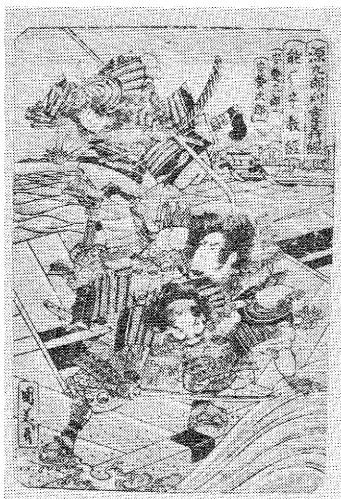
二宮尊徳



倶利伽羅峠大合戦



利を細くして売る



源九郎判官義経



子供相撲

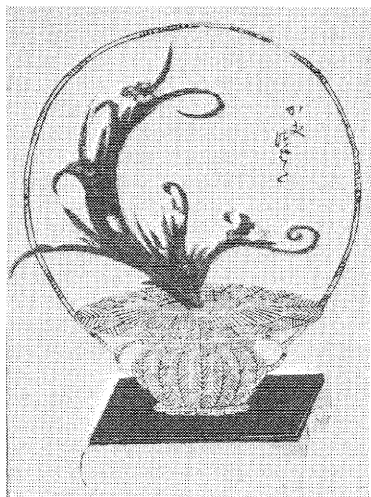
の夢の世界を育てる情緒豊かな詩情をもつものであったと推察される、ことに狐の嫁入りの物語りは、幼い女の子には、たとえようもない夢幻的な想像を育むものであった。六コマ版面の紙芝居のような連鎖の童話である。西洋のグリムやアンデルセンの童話を彷彿と思っておこさせる。

(十) 壳葉商人はまた得意先に風流を解する人がいれば、その風流に応えるように、風流絵をもっていった。たとえば、「芭蕉翁像」として、翁の肖像画を描き、それに有名な俳句の「古池や蛙とび込む水の音」とか「あかあかと日はつれなくも秋の風」などを書き入れて、相手の得意先の気持ち慰める。また英山画の「石山秋月」とか「堅田落雁」の「近江八景」の絵の中に歌を入れたりする。同じく「太田道灌」の絵の中に「七重八重花は咲けども山吹の実のひとつだになきぞかなしむ」の歌を入れて狩姿の道灌と女のきれいな絵を描くこともある。

なお別に、生花の趣味のある家には、古流生花図として「かきつばた」や「冬の梅」の絵をもっていくことを忘れなかつた。

(四) 信仰絵としては、天神さまや鐘馗が取りあげられた。元来、加賀藩主の前田家は菅原道真公を祖先としていて、このため加賀・越中・越前では、天神さまを尊敬し、それはまた学問の神として、子女の知育の成長を願うために敬愛されていた。次に、鐘馗は中国伝説の人物であつて、この画像は魔除けに尊敬され、ときに疱瘡除けの神とされた。また養蚕の守り神として、「衣襲明神之像」が刷られた。関東、東北地方の養蚕地帯に配布された。左手に桑の木をもち、右手に蚕卵紙をもち、養蚕家には大切にせられた。

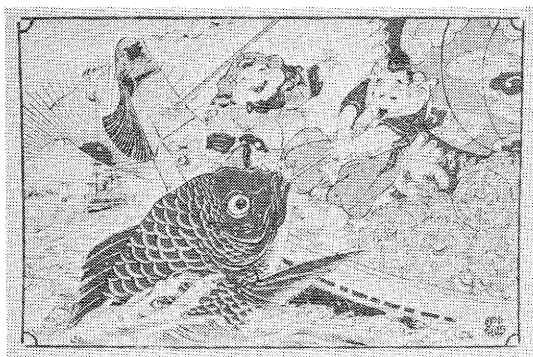
また、(五) 庶民の暮らしの中の神として、恵比寿や大黒を描いた壳葉版画が多く刷られた。金儲けに縁のある福の神は、つきものとして鯛とか釣竿、打ち出の小槌、小判、米俵、千両箱などが加えられて描かれた。人間の姿をとりながら、「福神」として、日常の暮らしの中に登場して、幸福や宝、財貨、繁栄をもたらす手助けをする役目を果すもの



かきつばた



芭蕉翁像



エビスと大黒天の福神鯛漁

である。守義画「福神宝のかけくらべ」や国美画「黄金丸」また国一画「福神宝の入船」などがある。「福神宝の入船」は明治期中期のものである。

このほか、(五)美人絵や相撲絵、さらに明治中期には、日清・日露戦争絵などもある。明治中期までは、木版刷りであったが、それ以後は石版刷となり、広告絵に変らないようになった。日本兵の奮戦図となり、売薬版画はその時その時の報道の役割を果すことになった。国一筆「日本大勝利」とか、同じく国一筆「第二師団宮口城占領」とか「二百三高地占領」などが現われてきた。

その色彩は江戸時代の版画が鮮明であり、明治中期になると色彩が悪くなるといわれている。

また、(六)暦も重宝がられ「火要鎮」、「福神金の成木」、それに前述の「恵比須、大黒」を入れた大小暦が多くの人々に親しまれた。版画の暦は、その年の干支の十二支に合わせて、毎年幾種類かの新しい絵によって示された。江戸時代は、幕府から暦を民間で配ることは禁じられていたが、日常生活に不便であるため、庶民の間で絵こよみがそれぞれ趣向をこらして作られていたが、売薬版画もその一つであった。当時は商店でも年末の進物用に絵こよみを配布していた。太陰暦では月の満欠みちがけに合わせて月をたてるので、大小の月の配列が一致しない。それでその年の月の大小を知るために、暦が必要であった。明治六年に太陽暦が採用になり、月の配列が毎年一定してしもうまで、この大小暦は日常生活上必要なものであった。

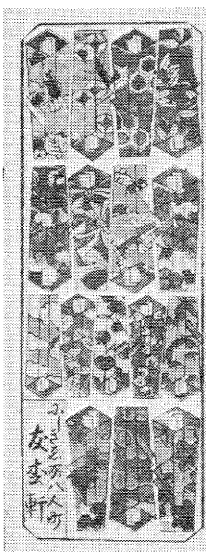
版画では、「火要鎮」の文字を中心にして、火の用心を訴えながら、その年々の暦を版画にしたのであった。富山では、春先にフェーン現象がおこり、大火災が町の大部分を焼失してしまうので、火災は時に大災害になり、火の用心は、日々注意を怠ってはならない第一の要件であった。この事は暦の中央に大きく警句として登場してくることになった。これは消防力の弱い当時、全国に共通した問題であり、暦と共に毎日気を付けて見るべきところに貼布された。売薬版画の実用性は、暦のほかには、(七)熨斗のし絵にも貫かれている。熨斗として一定の形をもつが、模様や色彩を若干変化させた熨斗の数十個ほどを納めた版画として描かれている。得意先では、この熨斗の版画を利用するときは、



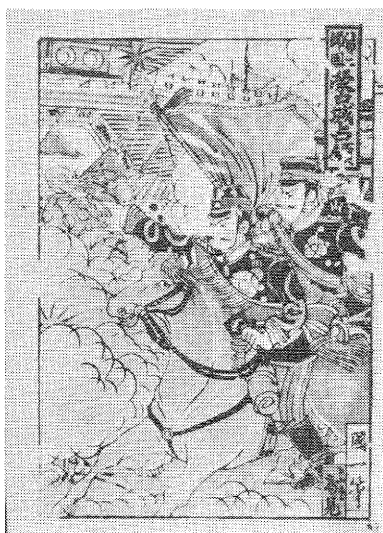
火の要鎮（曆）



美人画・娘と生花図



のし絵



第二師団營口城占領

この中の適当な熨斗を一つ切り取って、それを贈りものに貼りつける。都市内でも、また農村でも、事の外便利な品物である。商業が発達していない時代では、日用雑貨でも贈り物として届けるときには、熨斗をつければ、簡単に贈答品となり、家庭的に便利な、しかも余り気付かれない実用品である。

以上のように、版画はその題材が甚だしく広い。

庶民文化を刷り込んだ絵紙を配布した富山売薬人は、江戸その他の文化を富山へ伝えると同時に全国の各地の人々に夢を配る宣伝マンでもあった。富山の売薬商人たちは、黒色がかった越中縞の着物に、半折にした前垂れ、角帯をきちんと締め、柳行李の荷を背にせおって、得意先を歩いて回った。この柳行李の一番上の方の行李には、懸場帳と共に、多くは一〇〇たばの版画の絵紙や紙風船が入っていた。下の四つの行李に置薬が整理して入れてあった。版画は、おまけとして無料で贈呈するので、安価に仕上げられて粗雑であるが、得意先からは紙風船と共に喜ばれ、彼らの訪問を心待ちに待たれた。何よりも情報乏しいところに、話題と色彩をもって、容易に伝えてくれるその文化の伝達が、人情の機微をついたものとして、高く評価される。

したがって、これを浮世絵版画と比較して鑑賞して、その芸術性を求めるべきではない。売薬版画のもつ由来と商品売上げへの貢献度ないし消費者と商人との人間的接触、近親感を計る手段として存立するものである。無店舗ながら信用と信頼を保つように、商行為に結びつく制作目的をもつものなのである。富山の薬屋さんからもらった絵紙は、触れると手につきそうな赤や紫の鮮やかな色の刷り物であるが、それは家族の女たちや少年には、心の中に沁みこむように、印象づけるに十分であった。

見た目には、あくどいとも思われる程の色彩の鮮やかさは、江戸時代は勿論、明治半ば頃でも、彩色の通俗絵それ自体さえ、手に入れることは出来なかつたことを考えると、その発想の奇抜さ、独創さが、しみじみと分ってくる。ことに山間の僻地では、色刷りの絵にした物語の具体性は切実な迫力をもって、人気を集めるに十分なものであった。北国の人たちに、この版画のもつ色の鮮やかさは、強烈な印象をアピールした。もつともこれには当時の絵具がアニリン染料になり、紅と紫が主調になったという材料としての時代性を見逃がすことはできない。売薬版画そのものは、

浮世絵の垂流ではないかの批判もないわけではない。しかし売薬版画は、目的意識が違っているだけでない、僻地の人々にも、造形の色彩をもって、物語やニュース的現象を説明すると共に、おまけとして商業販売に役立てるところに目標があった。そのためのおまけのサービスイ品であった。

なお版画の大きさは、小型判や、中型それに短冊判、また細判があった。中型は大体において、縦二二・五センチに横一五センチであり、細判は縦三三センチに横一二センチであった。浮世絵のように大錦判になったのは、明治二十年以後のことであった。それは縦三六センチに横二六センチであった。明治前期までは、この小型判の絵が多かった。加賀二俣産の薄い和紙が使用された。明治中期から、売薬版画の下絵に筆をふるったのは、尾竹三兄弟（越堂、竹坡、国観）である。江戸の浮世絵のような大錦判となり、良質の越前奉書紙が使われた。画題は芝居の役者絵と日清戦争絵の二つの題材が主なものとなった。

明治末期から、これまでの木版刷りに代って、石版刷りが中心となった。これと共に四角の紙風船が喜ばれた。大正期になると紙風船が大きく伸び、版画は衰退した。とくに大正三年の第一次世界大戦の影響は深刻であった。染料の原料が急激に高騰し、さらに輸入途絶となってしまった。

版面には、その作者の署名が記入されるのが原則であるが、署名のない場合もある。庶民の文化という立場からか、無署名の版画も存在する。

なお最後に、これら版画の製造について、その製作の版元や彫師と刷師について、簡単に触れることにする。まず版元は、明治中期では、富山の町に二〇軒ばかりがあり、水橋や滑川にもあった。しかし既に早く、元治二年に富山藩の「絵株商の定直段」が協議され、七〇〇枚について定値段をきめていた。刷師に刷らせた一〇〇枚たばを、紙風船などと共に、薬屋に売った。富山の絵師が画いた売薬版画は、富山などの版元で制作された。刷師には、墨刷りと

色刷りの二つの職がある。この刷師の前の段階に、彫師がいる。彫師に、頭ぼりと胴ぼりの名があり、頭ぼりとは、人物の顔や髪等を彫る優秀な技術者のことである。胴ぼりは技術が未熟であって、彫り易い衣類や付属品を彫るのであった。いずれにせよ、彫師も一〇年の年期を勤めて、漸く一人前の職人となるといわれた。

第六節 売薬業経営資金と懸場帳

一、担保

營業の客体がいわゆる懸場帳であり、一般には、懸場帳によって、経営の規模や内容が示される。

懸場帳一冊は、名前人が一人で回れる範囲の商圏における營業権である場合が多い。一株あるいは一脚ともよばれ、具体的には、

場所四歩、越後国頸城郡、古志郡、三島郡、蒲原郡、沼垂郡、小者寺人相添、懸高ノテ三百五拾貫文之帳面壹冊、代銀貳貫七百目

と、表示される。右の文中「懸高」とは配置した薬の額であり、「代銀」とは、營業権である懸場帳を売却する際の額である。懸場帳は経営に必要な資金の担保となり、また売買の対象になった。

壹株の価値は、行商域の集金可能度、道中や市場関係、旅先藩との権力的関係等々の諸条件によっても異なる。

以上のように、懸場帳は營業権の客体として価値が定められるため、商圏、懸高(貫高)価格が明確に規定され、売買や質入等譲渡によって持主が変わっても、物権として売買、相続、譲渡、貸借・担保の対象となるのである。

売薬経営の規模の実態をみると、基本単位である一冊の懸場帳即ち一株―一脚の行商範囲を考える必要がある。

いま越後国行きの松岡庄右衛門の懸場帳によって、秋廻りをみると、九月十日から廻り始め、十月二十六日までの四十六日間に、刈羽郡刈羽の一〇四カ村、十町を回り、置高一貫七五九文、取金高四八貫五六二文、取高四三％である（『史料集』一五三五～一五九七頁）。また薩摩行・奥中国行売薬人宮嶋屋専蔵の場合を例にとると（『史料集』一六七四頁、天保二年（一八三二）に火災で消失した分だけでも、専助・専五郎・専蔵の名前で五株、他に天保十年（一八三九）に頼母子の担保に入れたものが一株あり、少なくとも六株（脚）以上あったと考えられ、懸高合計は六株で二〇一五貫文、

山室屋忠兵衛売券控

元歩	10歩	上州・下野・常陸・下総・川西 1030貫文(代銀 13貫500匁)
内	1歩5厘	懸高 180貫文(名前添 4貫匁)
	1歩	〃 120貫文(代 1貫800匁)
	1歩3厘	〃 156貫文(代 2貫350匁)
	2歩	〃 240貫文(連人1人添 4貫600匁)
	1歩	〃 120貫文(代 1貫800匁)
	2歩	〃 240貫文(代 3貫600匁)
	1歩2厘	〃 144貫文(代 2貫150匁)
買添	1歩	懸高 110貫文(代 1貫650匁)
	1歩	〃 90貫文(代 1貫350匁)
	1歩3厘	〃 70貫文(代 1貫50匁)

（『史料集』1655P～1657Pより作成）

金にして四四八両にもなり、四〇五割の売上としても二二〇〇～二二〇〇両余りとなり、当時職人一人の年間手問賃の一五〇二〇両に比較するとかなりの収入となる。但し仕入れ、旅先領への冥加金、その他諸経費を差し引くこととなるが、それにしても多額の収入である。又、貨幣価値が低落する幕末の時期の記録「正銘心覚書」によると、「老人足分七、八ヶ月、老人足分平均百両の収入」と記している。

なお、天保四年（一八三三）、山室屋忠兵衛が、布目屋仁右衛門に借金の担保に譲渡した上州・下野・常陸川西行の懸場帳面七冊分は、懸高にして一〇三〇貫文、金に直して二三〇両に当った（『史料集』一六五五頁）。

このような宮嶋専蔵・山室屋忠兵衛のような売薬人は中程度の売薬人と思われる。嘉永二年（一八四九）ごろに富山藩は、富山売薬人のうち、中田伝兵衛・芳尾理兵衛・密田兵右衛門・沢田藤右衛門・吉岡屋平十郎・中屋清二郎・牛嶋屋半兵衛・牛嶋屋清三郎・新保屋伊左衛門の九軒に対

して、二一五〇兩、嘉永元年春千兩、嘉永二年三月さらに五〇〇兩の才覚金を命じており、さらに弘化末、嘉永初年までの二年間で九軒合せて三六五〇兩、一軒当り四〇〇兩余りの才覚金を課しており、更に嘉永二年三月、阿部久右衛門・利田屋宗右衛門・室屋弥三兵衛・中屋禎三郎・渋屋加七・羽根屋正助ら六人に対して九百兩の才覚金を命じている〔史料集』二二一―二三三頁〕。富山藩の財政再建のためとはいえ、一商人に対してこうした多額の才覚金を課することは大変な負担行為を強いることであつた。収入に対して才覚金も多いだけでなく、支出も旅先行商のために多額となつた。明治三年（一八七〇）に記された「正銘心覚書」〔史料集』三七七頁〕によつてみると、

一、壹人足分七、八ヶ月之宿料代積^{ばかり}六拾兩斗ニ相成、壹人足ニ乃至千貫文取揚仕候、尤五歩仕入与見て五拾兩、兩様合百拾兩、旅先ニおみて百貫文・拾兩持参与致^ば高百兩、差引拾兩之不足ニ相成申候、此外路金留主居雜用等は丸明ニ相成^{ていたら}為^ら休^まニ御座候

とあり、収支決算は、赤字決算となつたとしている。もつともこれは越後組の売薬人が富山藩に対する借用金の申請であるためという目的をもつ文章であり、必ずしも正確な計算ではない。諸物価騰貴等により経営が悪化し、借入金を要請した。売薬人の経営はまた必ずしも安定したものではなかつた。旅先領の経済の動向によつて集金が大きく左右され、洪水や火災等の災害がおれば集金が出来なくなることもしなくなつたのである。それにもまして売薬人の過重負担となつたものは、差留解除のための運動や献金にかかる経費であつた。安政三年（一八五六）の小倉領では、大砲二丁代六百兩および熊皮の献上、その他役筋六十六人に献金し進物を贈つた〔史料集』一一二―一頁〕。同年、仙台領では、毎年御役金として一八〇兩納めるほか、冥加金として三〇〇〇兩を献金した〔同書』一九六―八頁〕。薩摩藩でも安政二年（一八五五）解除の際、金三〇〇〇兩、鉛千斤を上納、さらに御礼のため毎年一〇〇〇兩を上納し、また昆布を一萬

斤献上することとなった(『同書』七八八頁)。熊本藩でも文化十四年(二八一七)、解除の条件として毎年銀六貫文あて差出すこととされた(『同書』八五三頁)。

かくして、経営がゆき詰まったり、また売薬人自身が病に倒れ、あるいは商売が不可能となった場合、何らかの方法で資金繰を考えなければならなかった。

そのため、懸場帳を引当(担保)に、資金を借入れ、頼母子に入る場合があった。その例として文政七年(二八二四)に富山の町の有沢屋庄八が頼母子に当ったので、また地回りの越中場所を担保にしたが、頼母子連中宛に次のような見合証文が出された。

④ 見合証文之事

壹番親高野屋太郎兵衛殿取立て連子頼母子、廿三番目有澤屋庄八取当り、出銭寄高髓ニ受取申され候、依て引当のため先達て太郎丸屋義兵衛半口取当の節、入置申候私場所越中国壹歩、代銀壹〆六百目売券証文壹通入置き申候、此度見合証文ニ仕候、然上は年々定の出銭急度懸継申さるべく候、万一相滞候ハ、右入置き候引当御勝手ニ御引取り成さるべく候、私内々極合御座候ニ付き指出置き候得は、其の節貸売券沙汰申しまじく候、此上とも彼是違乱申候ハ、此証文之趣を以御断成さるべく候、為其見合証文如件 (『史料集』一六三頁)

頼母子に当ったので、今後は毎年一定額を支払うが、もし滞納した場合は、この担保をもって補うことにする証文である。

ところで、懸帳面を担保に借金をしたりして費用を工面をした場合でも、また懸場帳を他人に譲渡した場合でも、売薬人が懸場帳の売却の手続きを済ませない限り、反魂丹役所の台帳に登記されている。そのため反魂丹役所の定期

的な確認調査の際は、譲渡した相手から懸場帳を一時的に借用してその場をとりつくろうことになっていた。そして次のような売券借用の証文を書いた。

覚

- 一 引当のため私方江預り置、仙台場所名前相添え代銀三〇五百目之壹通、同国代銀壹〇五百目壹通、又同代銀壹〇五百目壹通、〆三通、布目屋善右衛門名前、外ニ、百貳拾兩砂三殿添証文
- 一 引当のため三室屋和助より預り有場所、連人付代銀四〇五百目壹通、同貳貫五百目壹通、〆貳通、三室屋直吉名前、外ニ、六十兩砂三殿添証文

右は此度御役所様より御調理ニ付借用仕候、以上

天保三辰十二月九日

石 半 様

能



〔史料集〕一六四四頁

二、条件付き売却

次に、借金によって一時的に経営難を免がれても、更に次の経営難にゆきあたり、ついには懸帳面を売却してしまふこともある。

懸帳面の売却については、完全に売却してしまう場合と、一定期間を限定して売却する場合がある。後者は富山売薬に特に見られる。なお父親が死亡して息子がまだ若い場合にも、この形態が多くとられた。息子が成長して一人前になるまでの期間を待つために考えられたものである。逆に懸場帳を貸して、営業を他人に行わせ検校金を受けとる場合もある。また年限を区切ったたとえば五カ年間に限って懸場帳を借り受け、即ち営業権を借り受け売薬業を継続し、その間において経営が回復し経済力がついた場合には、先に売却した懸場帳を買戻すことが出来る方法があった。いわば売却は五カ年据置きで保留期間が認められる場合であった。保留期間、この帳主が売薬を行うことを「けいば検校場所預り」という。

この「検校売薬」は、相互に「検校預り場所極合証文」を取り替わした。条件は次のとおりである。

入置申預り場所極合証文之事

一 貴殿方ニ所持成され候石州・雲州ノ式ヶ国、名前連人式人廻り、酉年取揚高八百五拾五貫四百文余の帳面、代金五百六拾兩ニ相極候分、当亥年より卯年迄五ヶ年の間私検校ニ預申し度き義御頼み申上候所、御開濟下され難有奉存、私方へ直様預り申処実正ニ御座候、然上は右検校金壹ヶ年分金子六拾兩ニ相極、場所方より帰宅之^礎直様貴殿御渡可申事、

尤三月三日より後ニ相成候時は壹ヶ月九朱之利足相添指し上げ可申究合之事、

一 場所検校枕金のため、式百兩御預ヶ申し置候分、月々九朱利足付ニ而年々三月三日ニ、右利足丈差引ニ御立て下され候極め合の事、

一 右之外ニ私方仕入金の義五拾兩ばかり別段借用仕り候極め合、但し此分年々三月三日ニ元利返済可仕候極合

之事、

(問)

一 潤月御座候年は、金子五兩別段ニ指上可申候極合之事、

一 送り金仕候分ハ、壹ヶ月九朱之利足付ニ而年々三月三日ニ受取可申究合之事、

一 古帳面之儀は年々貴殿へ指上可申候事、

一 御当地御役金之儀は年々貴殿ニ而御勤被下候事、

一 当地箱先諸雜用並ニ彼御地入用向、又は色々懸り物其外何に寄らず不時懸り銀等御座候ハ、私方ニ而相勤可申すべき究合之事、

一 風葉・紙類其外仕入向送り荷物、万一海上怪我有之候とも、勿論私方ニ而再仕入仕可申候事、

一 年限相盈候節又は双方得勝手ニ付何時御売払ニ相成候共、其節取揚何百貫文過ニ相成候とも、不残出目私方へ貰受け申すべき様御極メ下され難有奉存じ候、尤一ヶ年御廻り之上、代金利付ニ而受取可申極合之事、

一 万一後年売払の節、時相場下落ニ及び且取揚落等有之、右代金五百六拾兩より内ニ相成候時は私方より見足シ金相弁指上可申候事、

一 当地並場所先諸道具付もの之儀は、別紙之通り私方へ直様預り置申候、

右之条々極合仕候処相違無御座候、依而為後日極合一札指上置申所如件

嘉永四年亥三月

水上屋清次郎

(印)

室屋弥三兵衛 殿

右之通極合仕候処相違御座なく候、依而私共請合申候而万一本人如何様之義御座候共、貴殿へ御難題相懸申間敷候、為其請合奥印形仕候所如件

請合

奥田屋宗助

印^(原)

下村伊八郎

印^(原)

有澤屋平四郎

印^(原)

〔史料集〕一六八三―一六八四頁

期限は五カ年とし、売主は、検校金として一年分六〇両を、三月三日までに買主に納める。期日に遅れると、一か月に九朱の利息が掛けられる。又、売主は保証金即ち「場所検校枕金」として二〇〇両を買主に入れる。これは月々九朱の利息で預け入れると同様のこととなり、三月三日に精算する。

売主は、仕入金として買主から五〇両を借り受け、年々三月三日に元利共返済する。但し閏月のある年は、別に五両納めることとされた。御役金は買主が納めることとし、旅先領における諸雑用や不時入用銀は、両者の話し合いにより、売主が負担する場合もあれば買主が負担する場合もあった。場合によっては、売薬諸道具一切、買主から借用して商売することもあった。

五カ年の期限が満ちるか、双方の納得により、売却や買戻しする場合、「検校預り場所極合証文」を取り交した時点の懸場帳の代価に対して、相場が下落した場合、売主即ち検校売薬人が補填することとされた。

又、契約次第によっては、以前に増して代価が高かった場合「褒美金」が出されることもあった。新掛し得意を増やした場合はその何割かは検校売薬人のものとなった。検校金証文の契約書に明確に記入された。

預り申反魂丹場所帳面^(檢)検校金証文之事

一 貴殿御所持場所、出羽国最上新庄、去ル亥年より丑年迄三ヶ年取揚高平均三ツ割、ノ高五百式拾式貫三百八

十八文之帳面壹冊、寅年より午年迄五ヶ年之間、為^(檢)儉掬金百貫文ニ付金五兩貳歩ニ相極、壹ヶ年ニ金貳拾八兩貳歩三朱ト永四匁三分八厘、右の内為枕金拾五兩只今入金仕候、尤此金子の義は月壹歩之利足付極合ニ御座候、右之極合を以御帳面預り申す所実正ニ御座候、尤帰国之上儉掬金定之通、相違なく指上可申候事、

一 反魂丹御役銀并ニ彼地新庄役銀割与、貴殿より成さるべく候極合ニ御座候事、

一 年々箱先寄合入用之義は私共より相済可申候事、

一 懸帳面之義は年々御写替、新帳を以御渡し下さるべく候、若し得勝手を以弍年持之義は、御改の上御渡し成さるべく候事、

一 終年之節、古懸取揚の義は酉・戌・亥三ヶ年平均、調理上ヶ之上相増し候得は、褒美金下され候様御極合之事、

一 新懸之義は多少共私共江下さるべく候事、

但し、古懸江入替之^(△)仁名相改候共、古懸同様之義ニ御座候故、可為古懸候事、

一 終年之節、新古入合、万々一御帳面取落シニ相成候時は、其節の文数を以御算用仕るべく候事、

但し、余分之新懸之義は文教を以御買入下さるべく候事、

一 旅先残り荷物・諸道具等、別帳ニ相印候通、年限中儘ニ借用申所相違御座なく候、尤年限相満候節は諸道具の義急度返上申すべく候、尤仕入残り之義は其節見斗を以指引相定可申極合之事、

一 年限中ニ万々一旅先ニおゐて心得違の義御座候ハ、何時成りとも御帳面引取り成さるべく候、若し又貴殿方ニおゐて万々一得勝手出来ニ而、御引取被成候節は前文の極合を以、年限ニ拘わらず帳面御渡し可申候、其節彼是申間敷候事、

右ヶ条之通極合仕候処実正ニ御座候、然上は御場所先ニおゐて万事大切ニ相心得、聊も籠略仕間敷候、若又病氣并ニ不事御座候共、貴殿方江少しも御難題相懸け申しまじく候、依而為後日之儉^原採御場^原預り申一札如件

嘉永七年甲寅二月

山屋善兵衛 ^原印

森田四郎右衛門 様

同 安之助 様

右之通善兵衛五ヶ年^原儉採金を以、御場所帳面預り申所相違御座なく候、若当人心得違ひ仕り、極合之ヶ条ニ相背候ハ、私引請何事ニ寄らず貴殿方江毛頭御難題相懸け申しまじく候、為後日之依請合奥印仕候、以上

請人 山屋善四郎 ^原印

右極合前顯之通相違無之候、万々一心得違等御座候ハ、急度相咄、少しも御難題相懸けまじく候、依而印形仕候、以上

大澤伊兵衛 ^原印

〔史料集〕一六九九〜一六七〇頁

儉採売薬中買戻せなかつた場合、結局懸場帳面を売却することとなる。懸場帳面の代価については、旅先領の經濟事情や行商圏の強弱などにより様々であり、売薬置高(懸高)と収金高(取揚高)の比率によって決定される場合が多い。次に若手の売券証文から置高・代価等を一覧表にして添加することとする。

売券証文記載内容一覧

	年月日	買高	代金	ワリ	場所	売主	買主
○	文化 2.5.	41,849文	64,866文	15文半かへ	石州	専光寺屋善太郎	高月村清次郎
	正保 4.2.	182,003	(70両3歩2厘) 482,303	10文二付 26文半かへ	総州	新庄新町長兵衛	高月村大右衛門
○	天保 6.10	31,300 (185軒)	71,990	1文三付 2文三歩かへ	摂州池田奥	谷屋次郎太	柳寺屋平次郎
○	正保 9.正⑤	25,000	195.00	10文二付 26文かへ	津の国	治助	
	〃	50,000			能州		高月屋利兵衛
○	嘉永 2.4.	銀60,000	22両2歩	25文かへ	越前敦賀在	石政屋喜左衛門	高田屋清次郎
(借用証文) ○	嘉永 4.4.	50,000	15両		加州松任	米田屋新六	〃
	安政 3.4.	120,893	66両1歩3朱と 354文	100貫文二付 55両	作州小谷より四 ヶ城	魚野屋仁兵衛	沖田屋清吉
〃	安政 5.3.4	470,000	(220両3歩1朱)	100貫文二付 金47匁買	上総房州	西水橋四十物 屋久右衛門	高月村久兵衛
	〃	410,251文	192両2歩と 209文	100貫文二付 47両買	〃	〃	高月村宇兵衛
〃	4.	356,429	167両2歩と 208文	〃	上総・下総	西水橋浜や次助	高月村久兵衛
	安政 6.4.	390,190	184両1歩と 75文	100貫文二付 47両1歩かへ	下総国八日市よ り成田	西水橋四十物や 久右衛門	高月村久兵衛
〃	文久元.3.4.	95,000	(38両1歩)	100貫文二付 40両2歩かへ	房州前原在より 久保迄		
	〃 3.4.	78,441	31両3歩と 128文	〃	〃	西水橋八郎兵衛	高月村久兵衛

(『滑川市史』135頁) (寺西家文書) ○史資料集